

広川町地域防災計画

資料編



令和 6 年 3 月

広川町防災会議

1 条例・組織関連資料

1-1 広川町防災会議委員名簿

No.	委員会役職	役職	所属機関名
1	会長	町長	広川町
2	委員	所長	国土交通省福岡国道事務所 久留米維持出張所
3	〃	森林官	九州森林管理局福岡森林管理署 矢部森林事務所
4	〃	課長	福岡県総務部防災危機管理局消防防災指導課
5	〃	所長	福岡県筑後農林事務所
6	〃	所長	福岡県八女県土整備事務所
7	〃	所長	福岡県南筑後保健福祉環境事務所
8	〃	署長	福岡県八女警察署
9	〃	消防長	八女消防本部
10	〃	消防団長	広川町消防団
11	〃	所長	九州電力送配電株式会社 八女配電事業所
12	〃	災害対策室長	西日本電信電話（株）九州支店 災害対策室
13	〃	局長	日本郵便株式会社 八女郵便局
14	〃	部長	一般社団法人 八女筑後医師会 第3部会
15	〃	分会長	福岡県トラック協会 八女分会
16	〃	会長	福岡県八女地区 LP ガス協会
17	〃	副町長	広川町
18	〃	政策監	広川町
19	〃	教育長	広川町
20	〃	町議会	学識経験者
21	〃	区長会	自主防災組織を構成する者
22	〃	区長会	自主防災組織を構成する者
23	〃	区長会	自主防災組織を構成する者

1-2 広川町防災会議条例

昭和45年7月15日

条例第15号

改正 平成12年2月24日 条例第6号

改正 平成26年3月11日 条例第10号

改正 令和2年6月12日 条例第21号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、
広川町防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 広川町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し町長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務
(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び30人以内の委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者の内、町長が委嘱又は任命する。
 - (1) 指定地方行政機関の職員
 - (2) 福岡県の知事の部内の職員
 - (3) 福岡県警察の警察官
 - (4) 広川町の職員
 - (5) 広川町教育長
 - (6) 広川町消防団長
 - (7) 八女消防長又は広川消防署長
 - (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員
 - (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者

- 6 前項委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、福岡県の職員、広川町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、町長が任命する。

- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

1-3 広川町防災会議運営規定

昭和45年7月15日

規程第4号

改正 平成26年3月11日告示第6号

(目的)

第1条 この規程は、広川町防災会議条例(昭和45年広川町条例第15号)第5条の規定に基づき、広川町防災会議(以下「防災会議」という。)の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(会議)

第2条 防災会議は、会長が必要があると認めるときに招集する。

2 会長は、会議の議長となり議事を司会する。

3 防災会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開き議事を決することができない。

4 防災会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(専門委員の会議)

第3条 専門委員は、その職務を行うための事務の内容に応じ、当該事務に係る機関の専門委員で専門委員の会議を開くことができる。

(専決処分)

第4条 防災会議が成立しないとき、防災会議を招集する暇がないと認めるとき、その他やむを得ない事情により防災会議を招集することができないときは、会長は、防災会議が処理すべき次の事項について専決処分することができる。

(1) 広川町防災計画に基づき、その実施を推進すること。

(2) 関係機関の長に対し資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めること。

(3) 災害対策本部の設置について、町長に意見を具申すること。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、次の防災会議に報告しなければならない。

(委任)

第5条 この規程に定めるものを除くほか、必要な事項は、会長が定める。

1-4 広川町災害対策本部条例

昭和45年7月15日

条例第16号

改正 平成26年3月11日条例第11号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項の規定に基づき、広川町災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総理する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときはその職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(班)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは災害対策本部に班を置くことができる。

2 班に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 班に班長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 班長は、班の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長、現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

1-5 広川町災害対策本部規程

昭和45年7月15日

規程第5号

改正 平成17年5月13日告示第36号

平成18年5月11日告示第26号

平成19年3月8日告示第8号

平成21年3月17日告示第9号

平成24年3月21日告示第11号

平成25年5月7日告示第36号

平成26年3月11日告示第7号

(趣旨)

第1条 この規程は、広川町災害対策本部条例(昭和45年広川町条例第16号)第5条の規定に基づき、広川町災害対策本部(以下「本部」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(本部の位置)

第2条 本部は、広川町役場内に置く。

(副本部長及び本部員)

第3条 広川町災害対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、副町長及び教育長をもって充てる。

2 災害対策本部員(以下「本部員」という。)は、各班長等をもって充てる。

(本部会議の設置)

第4条 本部に、災害に関する応急対策について協議するため、本部会議を置く。

2 本部会議は、広川町災害対策副本部長(以下「副本部長」という。)、副本部長及び本部員並びに班長をもって構成する。

3 本部会議は、必要のつど副本部長が招集する。

(班)

第5条 副本部長は、必要と認めるときには、本部に部の事務を分掌させるため、班を置くことが出来る。

2 班の構成及び分掌事務は、副本部長が別に定める。

(配備)

第6条 本部長は、次の各号に定める配備により本部を設置したとき、又は本部設置後において配置の規模を変更する必要があるときは、その規模を指定する。

(1) 第1配備(準備体制)

気象情報等により災害の発生が予想される事態であるが、災害発生までに多少の時間的余裕があるときの配備体制

(2) 第2配備(警戒体制)

比較的軽微な規模の災害若しくは局地的な災害が発生した場合又は災害の発生が必至となったときの配備体制

(3) 第3配備(救助体制)

相当規模の災害が発生し、又は災害の規模が相当に拡大するおそれがあるときの配備体制(災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用をした事態にある場合を含む。)

(4) 第4配備(非常体制)

町内全域にわたる災害が発生し、又は局地的災害であっても被害が特に甚大なとき、並びに大規模の災害発生を免れないと予想されるときにの配備体制

第7条 本部長は、配備の規模に応じて別に定める配備要員をあらかじめ指名しておかなければならない。

2 各班長は、前条の配備に応じて、別に定める配備要員をあらかじめ指定し、配備要員名簿(様式第1号)を作成しておかなければならない。

3 災害発生に際して、前項の規定による人員を配備したときは、その状況を様式第2号及び様式第3号により速やかに報告しなければならない。

(その他)

第8条 この規程に定める事務を処理するに当たっては、原則として他のすべての事務に優先して迅速的確に処理するとともに、必要に応じ関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関との連携の確保に努め、事務の協調及び調整を図らなければならない。

第9条 災害救助法、水防法(昭和24年法律第193号)、消防法(昭和23年法律第186号)その他の法令等に特別に定めがあるものについては、当該法令の定めるところによる。

第10条 この規定に定める以外の本部に関する活動事項については、広川町地域防災計画の定めるところによる。

第11条 この規程に定めるもののほか、本部の運営について必要な事項は、本部長が定める。

様式第1号（第7条関係）

配備要員名簿（ 年4月1日）（ 班長）

第1 配備		第2 配備		第3 配備		第4 配備	
班	氏 名	班	氏 名	班	氏 名	班	氏 名

様式第2号（第7条関係）

配備報告（ 年 月 日）

1 配備の規模 第 配備 班長

2 配備状況

班 別	配備定数	配備人員	配備完了日時	特記事項
			日 時 分	

様式第3号（第7条関係）

災害従事職員記録

（ 月 日）

配備の規模 第 配備	配備定数	名
	配備人数	名

職 名	氏 名	勤務時間	出張先	従事内容（簡潔に）	健康状態
		自 時 分 至 時 分			

記載事項

- 1 職名は補職名を記入
- 2 勤務時間については、平常の勤務時間を超えて勤務した者又は異なった形態の時間により勤務した者のみについて記入すること。
- 3 出張先は、災害現場まで記入しておくこと。
- 4 健康状態は、班長の判断により下記の区分を記号で記入すること。
 - （1）健康で引き続き業務できる者……………◎
 - （2）一時休憩を必要とする者……………○
 - （3）過労で他の職員と交替を必要とする者……………△

1-6 消防団・消防本部組織等

(1) 別表(第5条関係)

【令和5年4月現在】

分団名	役員			部名	副分団長	部長	班長	団員	支援団員	部団員計	区域
	団長	副団長	分団長								
本部	1	2		第1部	(1)	2	2	6	20	30	本部付
				第2部							
第1分団			1	第3部	(1)	1	1	10		12	小椎尾・逆瀬谷・梯
				第4部		1	1	7		9	鬼ノ渕
				第5部		1	1	7		9	馬場・内田・草場
第2分団			1	第6部	(1)	1	1	3		5	一応
				第7部		1	1	9		11	吉常
				第8部		1	1	3		5	六田
				第9部		1	1	7		9	久泉
				第10部		1	1	6		8	増永・扇島
第3分団			1	第11部	(1)	1	1	10		12	長延上・長延下
				第12部		1	1	5		7	高間・清楽茶屋・清楽
				第13部		1	1	7		9	太原
第4分団			1	第17部	(1)	1	1	4		6	吉里
				第18部		1	1	10		12	太田
				第19部		1	1	3		5	牟礼
第5分団			1	第20部	(1)	1	1	7		9	当条
				第21部		1	1	5		7	智徳
				第22部		1	1	6		8	一条
				第23部		1	1	5		7	藤田
第6分団			1	第14部	(1)	1	1	3		5	古賀
				第15部		1	1	3		5	長徳
				第16部		1	1	7		9	川瀬・牟礼茶屋
				第24部		1	1	5		7	川瀬北・緑ヶ丘・北新代
				第25部		1	1	3		5	役場
合計	1	2	6		(7)	25	25	141	20	211	220

備考 副分団長については、分団内のいずれかの部に属するものとし、その部の人員の内数とする。

(2) 消防団消防ポンプ自動車等の配備状況

分団名等	詰 所	消防ポンプ自動車	可搬ポンプ積載車
本 部			2台
第1分団	1箇所	1台	
第2分団	1箇所	1台	
第3分団	1箇所	1台	
第4分団	1箇所	1台	
第5分団	1箇所	1台	
第6分団	1箇所	1台	
計	6箇所	6台	2台

(3) 八女消防本部の状況

【組織】 職員数 126名

◎八女消防本部	○八女消防署	○八女東消防署	○広川消防署
総務課 ・庶務係、財務係	八女本署	・予防係 ・警防係	・予防係 ・警防係
予防課 ・予防係、調査広報係	立花分署	星野分署	
警防課 ・防災救急係 ・警防企画係 (指令情報班)	上陽分署	矢部分署	

(4) 八女消防本部消防車両等配置状況

区 分		(本部) 八女消防署	立花 分署	上陽 分署	八女東 消防署	星野 分署	矢部 分署	広川 消防署	合 計
消 防 車 両	ポンプ車	1	1	1	1	1	1	1	7
	タンク車	1							1
	化学車	1						1	2
	梯子車(30m級)	1							1
	救助工作車	1							1
	林野火災工作車				1				1
	指令車	1			1				2
	高規格救急車	2	1	1	1	1	1	1	8
	小計	8	2	2	4	2	2	3	23
その他の車両		8	1	1	1	1	1	1	14
合 計		16	3	3	5	3	3	4	37

1-7 自主防災組織

32 行政区【令和 5 年 4 月現在】

行政区	組織日	組織名
小椎尾	H26. 6. 1	小椎尾区自主防災組織
逆瀬谷	H26. 6. 1	逆瀬谷区自主防災組織
梯	H26. 6. 1	梯区自主防災組織
鬼ノ渕	H26. 6. 1	鬼ノ渕区自主・防犯組織
馬場	H26. 6. 1	馬場自主防災組織
内田	H23. 9. 1	内田自主防災・防犯組織
草場	H23. 11. 1	草場区自主防災・防犯組織
一応	H23. 8. 8	一応区自主防災組織
吉常	H23. 9. 10	吉常区自主防災・防犯組織
六田	H26. 6. 1	六田区自主防災・防犯組織
長延	H25. 12. 1	長延区自主防災・防犯組織
太原	H23. 12. 1	太原区自主防災・防犯組織
高間	H23. 8. 20	高間区自主防災防犯組織
清楽茶屋	H23. 8. 17	清楽茶屋区自主防災・防犯組織
清楽	H25. 11. 15	清楽区自主防災・防犯組織
久泉	H23. 1. 19	久泉区自主防災防犯組織
増永	H23. 9. 10	増永区自主防災・防犯組織
扇島	H23. 9. 10	扇島区自主防災・防犯組織
太田	H23. 9. 10	太田自警団防災・防犯組織
吉里	H25. 11. 17	吉里区自主防災・防犯組織
川瀬	H23. 9. 1	川瀬自主防災・防犯組織
長徳	H23. 10. 1	長徳区自治会自主防災・防犯組織
古賀	H25. 11. 1	古賀区自主防災・防犯組織
牟礼茶屋	H25. 12. 9	牟礼茶屋区自主防災組織
牟礼	H19. 11. 1	牟礼行政区自主防災組織
当条	H23. 9. 17	当条区自主防災・防犯組織
智徳	H23. 8. 18	智徳自主防災・防犯組織
一條	H23. 9. 1	一條自主防災・防犯組織
藤田	H23. 9. 10	藤田区自主防災・防犯組織
川瀬北	H25. 11. 21	川瀬北区自主防災組織
緑ヶ丘	H25. 11. 1	緑ヶ丘区自主防災組織
北新代	H25. 11. 15	北新代区自主防災・防犯組織

1-8 防災担当課連絡先電話番号

●災害時の連絡先一覧（関係機関団体）

名 称	番 号	所在地	名 称	番 号	所在地
福岡県 防災危機管理局 河川管理課 道路維持課 砂防課 市町村支援課	092 641-4734 643-3690 643-3656 643-3679 643-3072	福岡市	陸上自衛隊 久留米駐屯地	0942 43-5391	久留米市
			陸上自衛隊 小郡駐屯地	0942 72-3161	小郡市
			NTT 西日本福岡支 店災害担当	092 714-8500	福岡市
筑後 農林事務所	0942 52-5642	筑後市	九州電力 久留米営業所	0942 32-4471	久留米市
八女県土 整備事務所	0943 22-6982	八女市	九州電力 八女営業所	0943 22-7780	八女市
八女総合庁舎 監視室	0943 22-6999	八女市	姫野病院	0943 32-3611	新代
南筑後保健福祉 環境事務所	0943 22-6971	八女市	広川病院	0943 32-2001	新代
福岡管区 気象台	092 725-3604	福岡市	横田病院	0943 32-1115	新代
佐賀地方 気象台	0952 32-7026	佐賀市	馬場病院 (脳神経外科)	0943 32-3511	新代
筑後地域消防指 令センター	0942 41-0411	久留米市	公立八女 総合病院	0943 23-4131	八女市
八女消防本部	0943 24-0119	八女市	久留米大学 医療センター	0942 22-6111	久留米市
広川消防署	0943 32-2119	新代	久留米総合病院	0942 33-1211	久留米市
八女警察署	0943 22-5110	八女市	久留米大学病院	0942 35-3311	久留米市
福岡国道事務所 久留米維持出張所	0942 21-2734	久留米市	R K B 毎日放送	092 852-6666	福岡市
八女市役所 防災安全課	0943 23-1731	八女市	T N C テレビ 西日本放送	092 852-5555	福岡市
〃 上陽支所	0943 54-2211	八女市 上陽	F B S 福岡放送	092 532-1111	福岡市
筑後市役所	0942 53-4111	筑後市	K B C 九州朝日放送	092 721-1234	福岡市
久留米市役所	0942 30-9000	久留米市	T V Q 九州放送	092 262-0077	福岡市
N H K 福岡放送局	092 724-2803	福岡市			

●福岡県防災行政情報通信ネットワーク 衛星系電話番号

名 称	番 号	名 称	番 号
県災害対策本部	78-700-7500	県総合政策課	78-700-7032
県防災危機管理局 統制室	78-700-7026	八女消防本部 指令情報班	78-663-70
〃 防災指導係	78-700-7023	〃 F A X	1-78-663-75
〃 消防係	78-700-7025	八女市役所 防災安全課	78-210-70
〃 F A X	1-78-700-7390	筑後市役所 地域支援課	78-664-74
〃 宿直室	78-700-7027	筑後消防本部 指令室	78-664-70
県河川管理課	78-700-7103	久留米市役所 防災対策課	78-203-70
県土整備総務課	78-700-7102		

●筑後農林事務所管内

市町村名	通信窓口	所 在 地	電 話 番 号		防災行政 無 線
			昼 間	緊 急 時	
大牟田市	安心安全課	大牟田市有明町 2 番地 3	0944-41-2894	0944-41-2222	78-202-70
柳川市	安全安心課	柳川市本町 87 番地 1	0944-73-8111	同左	78-207-70
筑後市	防災安全課	筑後市大字山/井 898 番地	0942-65-7260	同左	78-664-74
八女市	防災安全課	八女市本町 647 番地	0943-23-1731	同左	78-210-70
大川市	地域支援課	大川市大字酒見 256 番地 1	0944-85-5605	同左	78-212-70
みやま市	総務課	みやま市瀬高町小川 5 番地	0944-63-6111	同左	78-561-70
大木町	総務課	三潞郡大木町大字 八町牟田 255 番地 1	0944-32-1013	同左	78-522-70

1-9 町内土木業者等一覧表

●町内業者一覧 (土木関係)

商号又は名称	TEL	住 所	工 種				協定の有無	消防団協力事業者
			土木	舗装	水道	下水		
(株) 猪口建設	0943-32-0214	広川町大字水原 1433-1	●	●	●	●	●	●
(有) 友野建設	0943-32-0607	広川町大字川上 181	●		●	●	●	●
(株) 中村組	0943-32-1775	広川町大字水原 3849	●	●	●	●	●	●
ドボテック (株)	0943-32-0404	広川町大字久泉 65-1	●		●	●	●	●
(株) 広建	0943-32-0241	広川町大字長延 832-2	●	●	●	●	●	●
(有) 史祥建設	0943-32-5571	広川町大字水原 3707-1	●				●	●
実義建設	0943-32-4623	広川町大字日吉 1276-16	●	●				
河野建設 (株)	0943-32-3864	広川町大字日吉 278	●	●	●	●	●	●
広川道路工業	0942-52-2696	広川町大字広川 2450-11	●	●				
樋口工業 (有)	0943-32-5118	広川町大字吉常 445-3	●	●	●	●		

(建築)

商号又は名称	TEL	住 所
野田建設 (株)	0942-53-1348	広川町大字広川 1353-4
光岡工務店	0943-32-0355	広川町大字長延 941-1
八女カイセー (株)	0943-32-1148	広川町大字太田 1024
(有) 丸の内建設	0943-32-5872	広川町大字広川 405-3
(株) シティハウス	0943-32-5856	広川町大字日吉 805
(株) 笠 組	0942-26-3315	広川町大字藤田 1280-3
丸山建設	0943-32-0546	広川町大字日吉 699-3
野田住建	0942-52-9708	広川町大字広川 1215-16
山口建築	0943-32-3861	広川町大字新代 43
野田 (保) 建設	0942-64-9920	広川町大字広川 749-5
原野建設	0943-32-2059	広川町大字水原 2041

(水道・下水配水設備工事指定工事店)

商号又は名称	TEL	住 所	上 水	下 水
(有) 筑建設備工業	0943-32-2338	広川町大字日吉 1105-3		●
(有) 丸山設備	0943-32-5195	広川町大字広川 38-1	●	●
新原設備	0943-32-6082	広川町大字水原 4-2	●	
ヒカリテックサービス	0942-52-8306	広川町大字藤田 1207-3	●	●
ドボテック (株)	0943-32-0404	広川町大字久泉 65-1	●	●
野中設備	0943-32-2166	広川町大字久泉 787-16	●	●
(有) 丸の内建設	0943-32-5872	広川町大字広川 405-3	●	●
山下住設	0943-32-0464	広川町大字日吉 1246	●	●
(有) 東プロパン	0943-32-0160	広川町大字新代 1892-1	●	●
猿渡設備工業	0943-32-4426	広川町大字日吉 191-5	●	●
ツジワーク	0943-32-2007	広川町大字新代 1777-5		●
(有) 友野建設	0943-32-0607	広川町大字川上 181		●
(株) 広建	0943-32-0241	広川町大字長延 832-2	●	●
河野建設 (株)	0943-32-3864	広川町大字日吉 278	●	●

(電気)

商号又は名称	TEL	住 所
野口電器 (株)	0942-53-3841	広川町大字一條 791
(株) 高鍋電工	0943-32-0584	広川町大字吉常 666
(有) 中島電工	0943-32-8660	広川町大字日吉 136-1
内田電機工業 (株)	0942-54-2244	広川町大字藤田 724-7
渡辺冷熱 (有)	0943-32-4708	広川町大字水原 803-2
田中電工	090-8226-6335	広川町大字水原 4130-2

(造園)

商号又は名称	TEL	住 所
正岡殖松園	0942-52-6044	広川町大字広川 2187
(有) 八女緑地 庭工房	0943-32-4641	広川町大字新代 2390
三喜園芸場	0942-53-8709	広川町大字一條 759-1
山本新昭園	0943-22-9135	広川町大字六田 217-10

(建設機械リース)

商号又は名称	TEL	住 所
渡辺重機 (株)	0943-32-3866	広川町大字日吉 1437

(木材生産・製材)

商号又は名称	TEL	住 所
馬場桐板店	0943-32-2281	広川町大字久泉 724
渡邊材木店	0943-32-2200	広川町大字日吉 790-1
中村製材所	0943-32-1657	広川町大字久泉 552
馬場雪雄	0943-32-1508	広川町大字久泉 96
渡辺製材所	0943-32-0051	広川町大字日吉 480-2

(鋼材)

商号又は名称	TEL	住 所
野田清商店広川工場	0943-32-6181	広川町大字日吉 548-3

(コンクリート製品)

商号又は名称	TEL	住 所
麻生商事八女工場	0943-32-3398	広川町大字久泉 735-1

2 災害危険箇所

2-1 河川および溜め池

【福岡県地域防災計画資料編2（災害危険箇所一覧）参照

箇所番号	箇所名	種類	位置	予想される事態	罹災履歴
A-1	大字藤田 藤田区	河川	広川 藤原橋上流 左岸 L=250m, 右岸 L=250m	増水により溢水し、民家4戸、田5haが浸水する恐れがある。日雨量150mm以上。	R 1.8 床上1
A-2	大字広川 智徳区	河川	広川下広川保育園跡地前 上下流 右岸 50m	増水により溢水し、県道、保育所が浸水する恐れがある。日雨量150mm以上。	なし
A-3	大字広川 智徳区	河川	広川 下広川橋上流 左岸 L=400m, 右岸 L=400m	増水により溢水し、民家20戸が浸水する恐れがある。日雨量150mm以上。	H24.7 床上2 床下3 R1.8 床上5 床下5 R5.7 中規模半壊2 半壊17 床下1
A-4	大字広川 当条区	河川	広川 五の家橋下流 左岸 L=600m, 右岸 L=270m	増水により溢水し、民家5戸、田10haが浸水する恐れがある。日雨量150mm以上。	H21.7 床下1
A-5	大字太田 ・新代 太田・吉里区	河川	広川本井手井堰付近 右岸 L=100m	増水により溢水し、民家8戸が浸水する恐れがある。日雨量150mm以上。	H24.7 床下5 R5.7 中規模半壊2 床上1 床下5
A-6	大字太田 太田区	河川	広川 東太田橋上流 右岸 L=100m	増水により溢水し、民家6戸が浸水する恐れがある。日雨量150mm以上。	H24.7 床上1 床下3 R 1.8 床下1 R5.7 中規模半壊2 半壊1 準半壊1 床下1
A-7	大字水原 一応区	河川	広川 一応井堰上流 右岸 L=50m	増水により溢水し、民家2戸が浸水する恐れがある。日雨量150mm以上。	H24.7、R1.8 R5.7 道路冠水
A-8	大字新代 吉里区	河川	長延川 吉里橋上下流 左岸 L=50m, 右岸 L=100m	増水により溢水し、民家5戸、田1haが浸水する恐れがある。日雨量150mm以上。	R 1.8 床下3
A-9	大字新代 長徳区	河川	長延川 富安橋下流 右岸 L=120m	増水により溢水し、民家5戸が浸水する恐れがある。日雨量150mm以上。	H21.7 床下5 R 1.8 全壊3 床上1 床下2 R5.7 床下1
A-10	大字久泉 久泉区	河川	長延川 本川原橋下流 右岸 L=150m	増水により溢水し、民家4戸が浸水する恐れがある。日雨量150mm以上。	H21.7 床上1 床下10 R5.7 準半壊1 床上1 床下1
A-11	大字新代 古賀区	河川	長延川 古賀橋上流 左岸 L=100m	増水により溢水し、民家5戸が浸水する恐れがある。日雨量150mm以上。	H21.7 床下5 R 1.8 床上1 床下6 R5.7 半壊1 床上1 床下1

箇所番号	箇所名	種類	位置	予想される事態	罹災履歴
A-12	大字長延 長延区	河川	東福寺川 前後橋上流 右岸 L=100m	増水により溢水し、民家 3 戸が浸水する 恐れがある。日雨量 150 mm以上。	H21.7 床下 2 R 1.8 床上 2 R5.7 準半壊 1 床下 7
A-13	大字太田 太田区	河川	広川 東太田橋下流 左岸 L=50m	増水により溢水し、民家 3 戸が浸水する 恐れがある。日雨量 150 mm以上。	H21.7 床下 2 H24.7 床上 1 床下 1 R 1.8 床上 1 床下 2
A-14	大字太田 太田区	河川	広川中川原井堰付近 左岸 L=100m	増水により溢水し、民家 3 戸が浸水する 恐れがある。日雨量 150 mm以上。	H24.7 床上 1 R1. 8 床下 1 R5.7 準半壊 1
A-15	大字水原 鬼の渚区	溜池	小豆洗溜池	増水により、溢水及び堤防決壊の恐れがある。 民家 16 戸が浸水する恐れがある。	なし

2-2 河川・水路からの溢水による冠水

箇所番号	箇所名	種類	位置	予想される事態	罹災履歴
A-21	大字太田 太田地区	河川	広川 新井手井堰からの 水路 左岸 L=100m	増水により溢水し、民家 8 戸が浸水する 恐れがある。日雨量 150 mm以上。	H24.7 床下 5 R5.7 半壊 4 準半壊 1 床下 2
A-22	大字久泉 久泉地区	河川	長延川本川原橋上流水路 右岸 L=200m	増水により溢水し、民家 3 戸が浸水する 恐れがある。日雨量 150 mm以上。	H24.7 床下 2 R1.8 床下 2 R5.7 半壊 1 床上 1 床下 1

2-3 急傾斜地危険箇所

箇所番号	箇所名	地 形			人家 (戸)	公共建物		公共施設	
		長さ (m)	傾斜面	高さ (m)		種類	数	種類	数・長さ
B-1	梯(1)	290	35	20	13	寺	1	県道	150m
B-2	梯(2)	230	35	40	7	集落 センター	1	県道 河川	200m 215m
B-3	小椎尾(谷)	200	35	30	14			町道	200m
B-4	智徳	150	35	20	0	学校	1		
B-5	当条(a)	190	45	15	12			県道	60m
B-6	清楽茶屋	95	80	12	6			町道	70m
B-7	吉常(a)	115	50	18	10			町道	70m
B-8	内田(a)	270	60	10	13	公民館	1		
B-9	内田(b)	190	40	10	9			町道	55m
B-10	馬場(a)	100	33	26	7			県道	105m
B-11	逆瀬谷(b)	90	45	20	5			町道	60m
B-12	鬼ノ渚(a)	160	40	30	11			河川	60m
B-13	鬼ノ渚(b)	120	40	40	3	公民館	1		
B-14	鬼ノ渚(C)	210	45	15	11				
B-15	鬼ノ渚(d)	240	40	20	13				

箇所 番号	箇所名	地 形			人家 (戸)	公共建物		公共施設	
		長さ (m)	傾斜面	高さ (m)		種類	数	種類	数・長さ
B-16	鬼ノ渚(e)	170	35	30	6			県道	90m
B-17	梯(a)	130	35	20	7			町道	130m
B-18	梯(b)	150	42	52	5			町道	60m
B-19	梯③	150	30	30	5			河川	40m
B-20	逆瀬谷②	80	30	60	9				
B-21	小椎尾②	333	32	160	23	集会所		町道	370m
B-22	長延①	90	40	20	8				
B-23	長延②	43	50	28	3			町道	55m

2-4 土石流危険溪流

溪流 番号	河川名	区名	保全対象		災害の有無
			人家 個数	公共施設等	
C-1	広川	鬼の渚	16	町道	
C-2	広川	梯	8	町道	
C-3	広川	梯	10	県道、聞信寺	
C-4	広川	梯	2	康熙院	
C-5	広川	小椎尾	12	町道、小椎尾集会所	
C-6	広川	小椎尾	25	町道、小椎尾集会所	
C-7	広川	小椎尾	25		
C-8	広川	小椎尾	10	町道、県道湯の原合川線	
C-9	広川	逆瀬谷	8	町道、逆瀬谷集会所	
C-10	広川	逆瀬谷	7	町道	有 S54
C-11	広川	逆瀬谷	6	町道	
C-12	広川	鬼ノ渚	8	町道、県道	
C-13	広川	鬼ノ渚	18	県道	
C-14	広川	鬼ノ渚	8	鬼の渚公民館、県道	
C-15	広川	鬼ノ渚	9	町道、県道	
C-16	広川	鬼ノ渚	9	町道、県道	
C-17	広川	馬場	5	県道	
C-18	広川	馬場	7	県道、願正寺	
C-19	広川	内田	11	県道	
C-20	広川	吉常	5	町道	
C-21	広川	長延下	6	町道	
C-22	広川	長延下	10	町道、長福寺	
C-23	広川	梯	0	県道	

2-5 地すべり危険箇所

区域名	区域名	地形・地質			区域内の保全対策			災害の有無
		面積 (h)	勾配 (度)	基礎岩	人家 戸数	公共道路	延長	
D-1	逆瀬谷	25.3	26	結晶片岩	46	町道	2420	有 R5
D-2	梯	24.3	24	緑色片岩	39	県道 町道	1530 400	有 H24、R3
D-3	十三川原	34.6	19	結晶片岩	44	県道 町道	2270 650	
D-4	鬼ノ瀨	14.5	21	泥質片岩	28	県道 町道	760 450	
D-5	梯	3.9	26	緑色片岩	13	県道	320	

2-6 砂防指定地箇所

番号	溪流名	住所	告示年月日	告示番号	面積 (ha)	指定方法
1	小椎尾川	広川町大字小椎尾	S29. 7. 16	1266	1.77	線・標柱
2	逆瀬谷川	広川町大字水原	S40. 9. 14	2686	0.89	線
3	尾山谷川	広川町大字長延	S40. 9. 14	2686	1.87	線
4	城尾屋谷川	広川町大字水原	H26. 2. 21	139	2.19	標柱
5	城尾屋谷川	広川町大字水原	H28. 3. 31	547	0.89	標柱

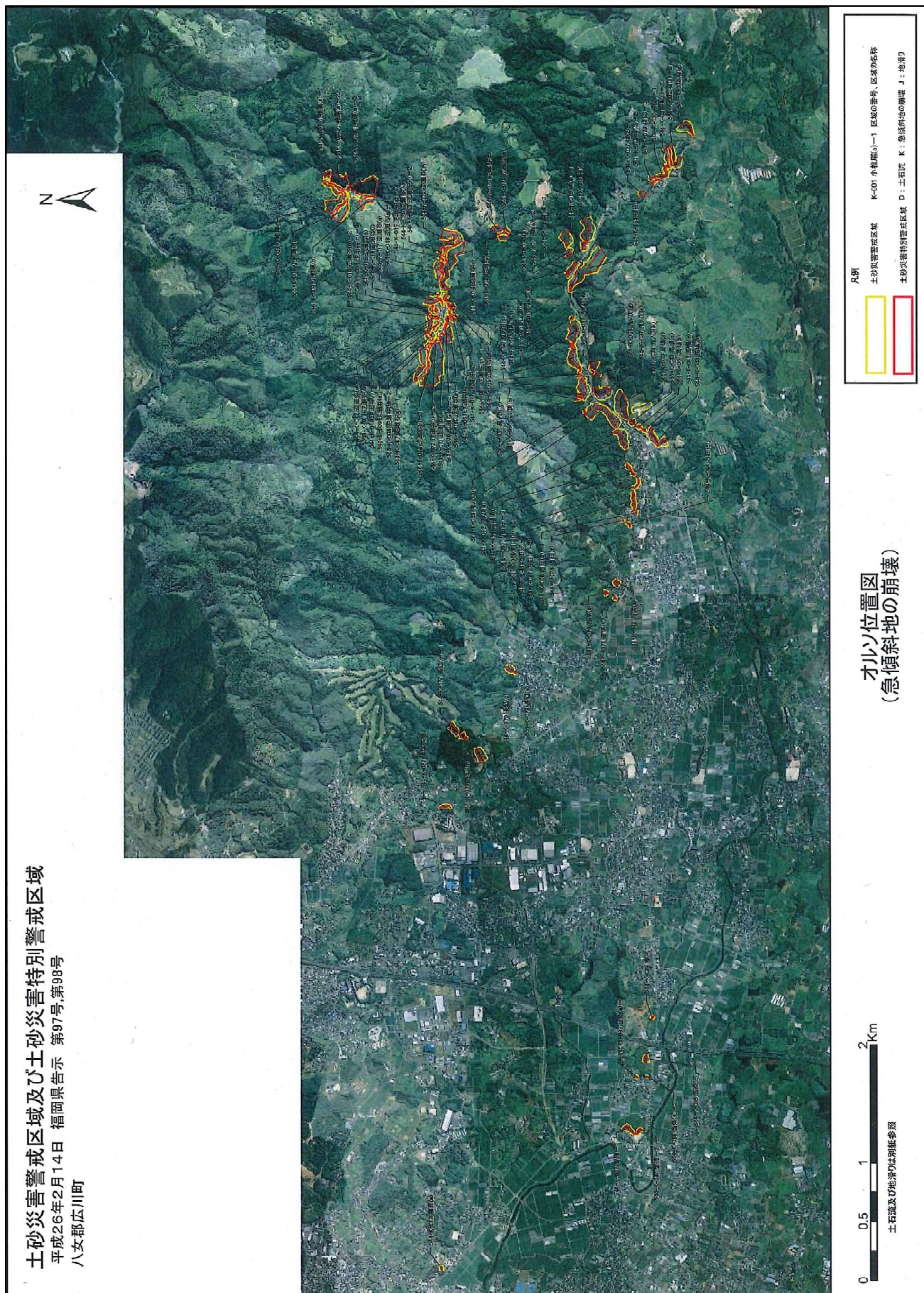
2-7 ため池一覧表

番号	ため池名	関係区	位置	面積 m ²	受益 面積 h a	天端幅 m	堤高 m	堤長 m	貯水量 m ³
1	雨降池	吉常	広川町大字水原字雨降 4936 番地 1	24,737	1.8	5.0	10.0	28.5	102,000
2	不日見甲池※	吉常	広川町大字水原字不日見番地	10,772	1.0	3.0	13.0	34.0	39,000
3	不日見乙池※	吉常	広川町大字水原字不日見 4254 番地	6,307	1.0	3.0	8.1	43.0	31,200
4	小豆洗甲池※	吉常	広川町大字水原字小豆洗 3881 番地	5,136	1.8	3.0	7.1	32.0	13,400
5	小豆洗乙池※	吉常	広川町大字水原字小豆洗 3880 番地	5,126	1.8	3.0	5.7	40.0	20,300
6	高山谷池	鬼ノ瀨	広川町大字水原字高山谷 1696 番地	1,460	1.0	2.0	4.3	16.0	6,400
7	城ノ尾池※	吉常	広川町大字水原字城ノ尾 2247 番地	3,565	13.7	3.0	9.6	33.0	11,100
8	下鴨谷池※	吉常	広川町大字水原字下鴨谷 1079 番地	6,998	5.0	4.0	5.5	40.0	30,800
9	兎谷甲池※	吉常	広川町大字吉常字笹谷 995 番地	7,125	2.8	4.0	10.0	60.0	15,000
10	兎谷乙池※	吉常	広川町大字水原字兎谷 1064 番地 広川町大字吉常字笹谷 994 番地 1	12,479	2.8	3.0	9.2	70.0	48,300
11	川原谷池※	逆瀬谷	広川町大字吉常字落合 1192 番地	7,364	5.0	3.0	7.7	26.0	20,000
12	猪ノ口池	長延	広川町大字長延字堤谷 1785 番地	2,785	3.0	2.0	6.2	32.0	6,700
13	寺山甲池※	長延	広川町大字長延字寺山 1800 番地 1	3,877	4.5	3.0	8.9	37.9	7,400
14	寺山乙池※	長延	広川町大字長延字寺山 1809 番地	4,587	4.5	2.0	6.7	42.6	13,000
15	寺山丙池※	長延	広川町大字長延字寺山 1808 番地	17,971	4.5	5.0	10.0	103.0	41,000
16	中尾池※	長延	広川町大字長延字中尾 1601 番地	10,400	4.0	2.0	8.7	62.0	41,300
17	明星池	長延	広川町大字長延字明星 1527 番地	4,386	2.0	2.0	6.0	40.0	8,600
18	道免池※	清楽	広川町大字日吉字道免 900 番地	1,627	6.0	2.0	2.6	18.0	1,400
19	辻池※	清楽	広川町大字日吉字辻 909 番地	6,201	5.0	3.0	4.5	45.0	12,700

番号	ため池名	関係区	位 置	面積 m ²	受益 面積 h a	天端幅 m	堤高 m	堤長 m	貯水量 m ³
20	美濃池※	清楽	広川町大字日吉字美濃 974 番地	6,412	5.0	3.0	7.3	38.0	27,400
21	辰ヶ坂池※	清楽	広川町大字日吉字辰ヶ坂 1465 番地	3,985	0.8	3.0	6.3	25.0	8,000
22	八龍面池※	清楽	広川町大字日吉字八龍面 1149 番地 1	1,424	4.0	2.0	3.5	22.0	1,700
23	甘黍池※	高間	広川町大字日吉字甘黍 502 番地	10,709	8.0	3.0	3.4	25.0	21,100
24	長竿甲池	川瀬	広川町大字新代字長竿 922 番地	1,713	1.3	3.0	2.9	20.0	1,800
25	長竿乙池	川瀬	広川町大字新代字長竿 2470 番地	3,575	1.3	2.0	3.8	24.0	3,000
26	北池田池	川瀬	広川町大字新代字北池田 971 番地	1,501	0.9	3.0	4.2	30.0	2,700
27	久保池※	太田	広川町大字川上字久保 760 番地 1	5,997	11.0	3.0	4.6	136.3	11,300
28	一本松池	太田	広川町大字太田字一本松 1352 番地 1	5,743	11.0	5.0	3.4	38.0	3,900
29	妙現池※	太田	広川町大字太田字西ノ口 915 番地 1	11,669	1.2	4.0	4.5	69.0	33,500
30	一丁間池	太田	広川町大字太田字一丁間 846 番地 1	6,426	1.2	5.0	3.6	69.0	18,500
31	逢子返池※	太田	広川町大字太田字逢子返 744 番地	9,921	1.0	3.0	4.0	68.0	24,400
32	西山池※	牟礼	広川町大字広川字西山 13 番地 9	10,519	3.0	3.0	3.4	80.0	6,400
33	風紫庵池※	牟礼	広川町大字広川字風紫庵 63 番地	3,227	1.2	4.0	5.1	83.0	32,700
34	浦山甲池	当条	広川町大字広川字猪ヶ迫 461 番地	463	0.5	2.0	3.1	15.0	700
35	浦山乙池※	当条	広川町大字広川字猪ヶ迫 462 番地 1	16,591	5.0	3.0	3.4	25.0	48,000
36	高島甲池※	当条	広川町大字広川字二本松 452 番地、454	1,000	0.5	2.0	5.3	27.0	16,000
37	高島乙池※	当条	広川町大字新代字高島 1001 番地	4,833	6.2	3.0	5.1	39.0	15,300
38	猪ヶ迫池※	当条	広川町大字広川字猪ヶ迫 2697 番地	11,306	4.0	3.0	6.7	45.0	78,600
39	大塚池※	当条	広川町大字広川字大塚 1094 番地 1 他 6 筆	9,348	4.2	3.0	4.2	60.0	29,700
40	穂栗池※	当条	広川町大字広川字穂栗 1197 番地	3,618	0.8	2.0	5.1	42.0	9,700
41	赤坂池	当条	広川町大字広川字有水山 1939 番地	5,788	1.2	3.0	4.5	59.0	14,300
42	有水山池	智徳	広川町大字広川字有水山 1918 番地	4,737	2.5	3.0	3.6	53.0	14,400
43	上ノ原池	智徳	広川町大字広川字上ノ原 2571 番地 2	3,960	3.0	4.0	3.3	53.0	7,200
44	天津池※	智徳	広川町大字広川字天津池 2371 番地 1	13,082	2.5	5.0	3.6	34.0	28,800
45	弘化谷池※	智徳	広川町大字広川字弘化谷 2458 番地	2,804	4.0	2.0	3.6	37.0	5,500
46	人形原池※	智徳	広川町大字一條字人形原 1440 番地	5,343	2.0	2.0	4.2	59.1	11,100
47	高塚甲池※	藤田	広川町大字藤田字高塚 739 番地 1	7,027	4.0	4.0	4.4	78.0	47,000
48	高塚乙池	藤田	広川町大字藤田字高塚 726 番地	3,556	4.0	2.0	4.0	78.0	8,100
49	エナギ山池	藤田	広川町大字藤田字エナギ山 1415 番地 1	2,001	2.0	5.0	1.3	27.0	3,400
50	押切谷池	藤田	広川町大字藤田字押切谷 1405 番地 1	9,621	2.0	5.0	5.8	67.0	26,000
51	長原池	藤田	広川町大字藤田字長原 869 番地 1	827	1.0	5.0	2.5	20.0	1,800
52	狐坂甲※	藤田	広川町大字藤田字狐坂 1392 番地	3,093	4.5	3.0	5.4	29.0	7,300
53	狐坂乙※	藤田	広川町大字藤田字狐坂 1382 番地	6,635	3.0	5.0	7.3	50.0	13,200
54	竜光寺甲池※	川瀬	広川町大字新代字竜光寺 1492 番地 1	2,852	2.1	4.0	5.7	62.0	19,200
	合計			345,770	181.6				1,073,700

※については「防災重点農業用ため池」

2-7 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域 (急傾斜地の崩壊)

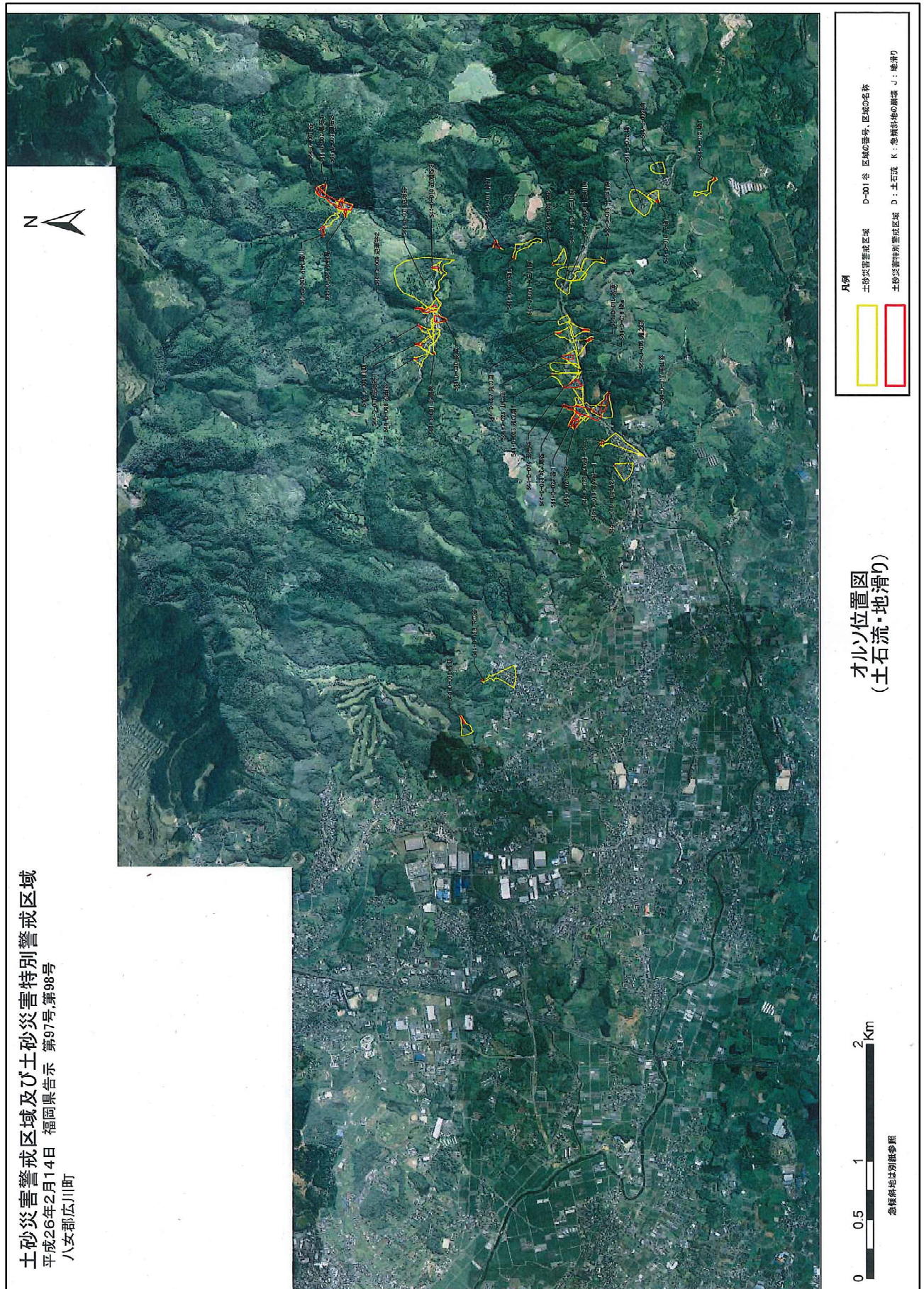


※詳細については、別冊にて企画課保管

(土石流・地すべり)

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域
平成26年2月14日 福岡県告示 第97号,第98号
八女郡広川町

※詳細については、別冊にて企画課保管



3 施設関連資料

3-1 避難場所及び防災拠点施設等

災害の恐れがある場合、又は災害が発生した場合は、状況に応じて避難所等を開設する。

- ・指定緊急避難場所【◎】 広川町産業展示会館・広川町古墳資料館・広川中学校（屋内運動場・武道場）・上広川小学校（屋内運動場）・中広川小学校（屋内運動場）・広川町町民交流センター・広川町防災拠点を指定緊急避難場所として設定する。
- ・指定避難所【○】については、下表の災害の状況に応じて、箇所数・場所（部屋）を決定し、開設を行う。

指定		名称	建築年	対象とする異常な現状の種類							地震構造			住所等
緊急避難場所	避難所			洪水	内水氾濫	地震	大規模な火事	がけ崩れ	土石流	地すべり	構造	周囲	周囲概要	
◎	○	広川町産業展示会館 （大研修室）	H2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	幹線道路 危険建物無し	広川町大字日吉 1164-6 0943-32-5555
◎	○	広川町古墳資料館 （2 F 会議室）	H6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	危険建物無し	広川町大字一條 1436-2 0942-54-1305
◎	○	広川中学校 （屋内運動場）	H22	○	○	○	○	○	○	○	○	○	避難路 4 方向 危険建物無し	広川町大字久泉 837 0943-32-0132
◎	○	広川中学校 （武道場）	H24	○	○	○	○	○	○	○	○	○	避難路 4 方向 危険建物無し	広川町大字久泉 837 0943-32-0132
◎	○	上広川小学校 （屋内運動場）	S54	○	○	○	○	○	○	○	○	△	避難路 3 方向 危険建物有り	広川町大字水原 959-1 0943-32-0139
◎	○	中広川小学校 （屋内運動場）	S60	○	○	○	○	○	○	○	○	○	避難路 4 方向 危険建物無し	広川町大字新代 1705 0943-32-0039
◎	○	広川町 町民交流センター	H26	○	△	○	○	○	○	○	○	○	避難路 3 方向 危険建物無し	広川町大字新代 1965-1 0943-32-1441
	○	広川町保健・ 福祉センター	H8	△	△	○	△	○	○	○	○	○	避難路 3 方向 危険建物無し	広川町大字新代 2165-1 0943-32-3768
	○	下広川小学校 （屋内運動場）	R2	△	△	○	○	○	○	○	○	○	避難路 3 方向 危険建物無し	広川町大字広川 1426-1 0942-53-3827
◎		広川町防災拠点 広川町役場庁舎	R4	○	△	○	○	○	○	○	○	○	避難路 3 方向 危険建物無し	広川町大字新代 1804-1 0943-32-1111

（○…影響無し・△…想定される被害が比較的少ない施設・×…立地及び施設構造等により被害を受ける恐れがある施設）

避難収容者数一覧(公共施設)

番号	用途	施 設 名		全面積		面 積 (床面積)		構造	建築年	収容者数	住 所		TEL	備 考
											大 字	地 番		
1	広場	広川中学校	グラウンド	17,499	m ²		m ²			4,200名	久泉	837	32-0132	
2	広場	上広川小学校	グラウンド	8,650	m ²		m ²			2,000名	水原	959-1	32-0139	
3	広場	中広川小学校	グラウンド	7,037	m ²		m ²			1,700名	新代	1705	32-0039	
4	広場	下広川小学校	グラウンド	7,937	m ²		m ²			1,900名	広川	1426-1	53-3827	
5	広場	東部運動広場	グラウンド	6,992	m ²		m ²			1,600名	水原	1833-1他		
6	広場	広川町運動公園	グラウンド	18,302	m ²		m ²			4,400名	久泉	307他		
7	広場	藤田運動公園	グラウンド	6,400	m ²		m ²			1,500名	藤田	1034-1		
8	広場	広川球場	グラウンド	16,000	m ²		m ²			3,800名	新代	1519-1	32-5905	
屋外施設		計		88,817	m ²					21,100名				
1	建築物	上広川小学校	体育館	641	m ²	486	m ²	RC1	S54	160名	水原	959-1	32-0139	
2	建築物	中広川小学校	体育館	1,176	m ²	915	m ²	RC1	S60	300名	新代	1705	32-0039	
3	建築物	下広川小学校	体育館	1,296	m ²	983	m ²	W1	R1	320名	広川	1426-1	53-3827	
4	建築物	広川中学校	体育館	1,884	m ²	1,008	m ²	RC1	H22	330名	久泉	837	32-0132	
			武道場	737	m ²	622	m ²	W1	H24	200名				
5	建築物	広川町産業展示会館	大研修室		m ²	379	m ²	S2	H2	120名	日吉	1164-1	32-5555	
6	建築物	広川町保健・福祉センター	3階ホール		m ²	320	m ²	S3	H8	100名	新代	2165-1	32-3768	
			2階会議室		m ²	123	m ²			40名				
			2階和室1		m ²	33	m ²			10名				
			1階娯楽室		m ²	93	m ²			30名				
7	建築物	広川町古墳資料館	2階会議室		m ²	90	m ²	RC1	H6	30名	一條	1436-2	54-1305	ペット避難所
8	建築物	広川町町民交流センター	大研修室		m ²	180	m ²	RC2 W1	H26	60名	新代	1964-1他	32-1441	
			和室1		m ²	30	m ²			9名				
			和室2		m ²	24	m ²			7名				
			会議室A		m ²	60	m ²			20名				
			会議室B		m ²	28	m ²			9名				
			会議室C		m ²	29	m ²			9名				
9	建築物	防災拠点施設 (庁舎)	1階多目的		m ²	116	m ²	RC4	R4	38名	新代	1804-1	32-1111	
			2階201会議室		m ²	80	m ²			26名				
			2階202会議室		m ²	23	m ²			7名				
			2階203会議室		m ²	17	m ²			5名				
			4階展望		m ²	150	m ²			50名				
屋内施設		計			m ²	5,789	m ²			1,880名				

※避難スペース基準…上記公共施設については、長期避難所として使用する為、床面積/3.0㎡(一人当たり)にて計算

防災拠点施設（庁舎・付属棟）

大災害時	大災害時以外の災害時
------	------------

1 階外 町民広場	
物資の受け入れ、配給、炊き出しなどのスペースとして活用	臨時駐車場など多目的なスペースとして活用

1階外 作業スペース
庁舎棟と付属棟の間に雨に濡れない屋外作業スペースを設けており、災害出動の準備や作業を行う場所として使用

1階外 受水槽
上水の遮断時に備え受水槽に上水を2.1m ³ 、災害発生時の災害対策本部職員25人と避難者42人分の飲料水（4L／人・日）を7日間分確保

1 階及び 2 階（付属棟） 消防団活動室	
6 分団及び応援消防団の活動拠点として使用	6 分団の活動拠点として使用



大災害時	大災害時以外の災害時
------	------------

1階 多目的スペース ※無線 LAN	
災害臨時窓口、町民支援スペースとして使用	町民や帰宅困難者の避難場所として使用

1階外 緊急排水槽
災害による下水道遮断時に備え、7日分の排水量が確保できる緊急排水槽を設置、その上部にはマンホールトイレを設置し緊急時対応を図る。緊急用排水槽は20.6m ³ の貯水容量とし、災害時の7日分の排水量と、その後30日分のマンホールトイレ分の貯水量を確保

1階外 雑用水槽
災害対策用として7日分の雑用水（30L／人・日）14.1m ³ を確保

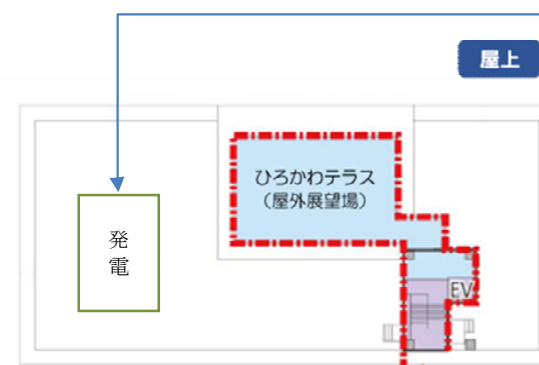
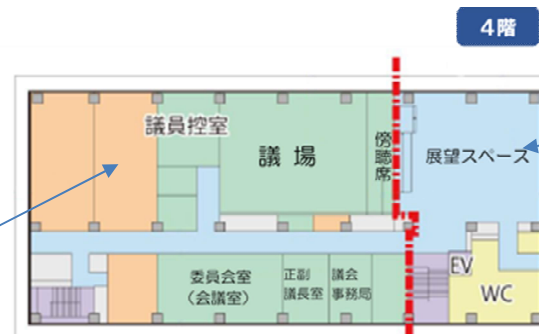
2階 会議室（201～203）※無線 LAN	
自衛隊、消防、警察、連携協定による民間事業所などの応援者（リエゾン）の活動拠点として使用	新型コロナウイルス感染対応の避難所（状況に応じていこっととの連携）

大災害時	大災害時以外の災害時
------	------------

3階 (302 会議室) リエゾン活動拠点 ※無線 LAN	
自衛隊、消防、警察、連携協定による民間事業所などの応援者（リエゾン）の活動拠点として使用	自衛隊、消防、警察などの応援者（リエゾン）の活動拠点として使用

3階 安全安心係（防災担当部署）※無線 LAN	
福岡県防災行政情報通信ネットワークによる情報収集、行政区等の対応、電話対応、報道機関対応、防災メール等による情報発信、本部班作業員等の活動拠点	

4階 災害備蓄品等保管場所	
飲料水、非常食、毛布、マット、パーテーション等避難所（一時待避所）として活用する場合の備蓄品を保管	



大災害時	大災害時以外の災害時
------	------------

3階 (301 会議室) 災害対策本部 ※無線 LAN	
情報収集、対応方針決定、資源の確保・分配、各種調整等	

3階 無線室	
防災行政無線による住民への周知・広川ダムの監視システムの設置・Jアラート	

4階 展望スペース ※無線 LAN	
自衛隊、消防、警察、連携協定による民間事業所などの応援者（リエゾン）の活動拠点として使用	町民や帰宅困難者の避難場所として使用

屋上 防災用発電設備	
停電時の保安負荷に対しての防災用発電機（連続72時間以上稼働）を水害の影響のない屋上に設置。また、停電時は自動的に商用電源から発電機電源に切り替わり、商用電源が復旧した場合は自動的に発電機電源から商用電源に切り替わる	

避難収容者数一覧(区公民館等施設)

番号	施設名	住所		TEL	構造1	構造2	建築年	面積(㎡)			避難スペース(㎡)		収容者数(斜字2F避難所有)			備考
		大字	地番					(床面積)	1F	2F	1F	2F	避難者数①	避難者数②	避難者数③	
1	小椎尾集会所	小椎尾	5407-1	-	木造瓦ぶき平屋建	W1	H元年	87.47	87.47		53.00		52	26	17	土砂崩れ等未開設
2	逆瀬谷集会所	水原	3403	32-6850	木造瓦ぶき平屋建	W1	H2年	112.73	112.73		71.22		71	35	23	
3	梯集落センター	水原	4444-2	-	鉄筋コンクリート造瓦ぶき2階建	R2	S55年	275.85	135.05	140.80	51.84	105.48	157	78	52	
4	梯集会所	水原	3861-1	-	木造瓦ぶき平屋建	W1	S56年	87.55	87.55		50.06		50	25	16	
5	鬼の淵公民館	水原	2107	32-1933	鉄筋造瓦ぶき平屋建(増築有)	S1	S54年	203.41	203.41		133.87		133	66	44	
6	馬場公民館	水原	889-24		木造瓦ぶき平屋建	W1	R3年	171.00	171.00		97.00		97	48	32	土砂崩れ等未開設
7	内田公民館	水原	1218	32-1923	木造瓦ぶき平屋建	W1	H元年	182.40	182.40		109.44		109	54	36	
8	草場公民館	水原	659-2	-	木造セメント瓦ぶき平屋建	W1	S51年	110.96	110.96		69.56		69	34	23	
9	一応公民館	水原	84	32-4931	木造瓦ぶき平屋建	W1	S49年	131.25	131.25		69.56		69	34	23	
10	吉常公民館	吉常	41	32-1904	鉄筋コンクリート造陸屋根2階建	R2	S46年	357.17	181.35	175.82	20.25	97.20	117	58	39	
10-1	吉常公民館	吉常	41	-	鉄骨造瓦ぶき平屋建	R2	H9年改築	285.18	285.18		209.78		209	104	69	
11	六田公民館	六田	221	32-1924	木造セメント瓦ぶき平屋建	W1	S57年	140.16	140.16		84.10		84	42	28	
12	長延公民館	長延	5-1	-	鉄筋コンクリート造陸屋根2階建	SRC2	S47年	252.54	185.40	67.14	39.24	57.42	96	48	32	
12-1	長延公民館	長延	5-1	-	鉄骨造瓦ぶき平屋建	SRC2	H2年改築	276.36	276.36		271.50		271	135	90	
13	太原公民館	日吉	295	32-0981	木造瓦ぶき平屋建	W1	H3年改築	230.59	230.59		139.71		139	69	46	
14	高間コミュニティセンター	日吉	704-1	32-1905	鉄骨造垂鉛メッキ銅板ぶき平屋建	S1	S60年	204.82	204.82		103.80		103	51	34	
15	清楽茶屋公民館	日吉	1211	-	木造瓦ぶき平屋建	W1	H3年	122.55	122.55		82.81		82	41	27	
16	清楽公民館	日吉	1091-1	-	木造スレートぶき平屋建	W1	H6年	189.63	189.63		109.31		109	54	36	
17	久泉公民館	久泉	179-1	32-0427	鉄骨造垂鉛メッキ銅板ぶき平屋建	S1	H16年	476.53	476.53		323.34		323	161	107	
17-1	久泉第2公民館	久泉	179-1	-	木造瓦ぶき平屋建		H23年	204.78	204.78		178.43		178	89	59	
18	増永集落センター	川上	131-1	32-1928	木造瓦ぶき平屋建	W1	H7年	189.70	189.70		116.74		116	58	38	
19	扇島公民館	川上	521	32-5650	木造瓦ぶき平屋建	W1	H4年	282.72	282.72		180.58		180	90	60	
20	太田公民館	太田	1050-2	32-4905	鉄骨造スレートぶき平屋建	S1	H7年	428.18	428.18		267.06		267	133	89	
21	吉里公民館	新代	73-1	32-1956	木造瓦ぶき平屋建	W1	S63年	220.14	220.14		118.11		118	59	39	
21-1	吉里集会所	新代	73-3	-	木造瓦ぶき平屋建			45.60	45.60		32.83		32	16	10	
22	川瀬公民館	新代	839-2	32-4938	鉄骨造銅板2階建	S2	H8年	558.39	394.17	164.22	250.16	77.00	327	163	109	
23	長徳公民館	新代	1763-1	32-4909	鉄骨コンクリート造陸屋根2階建	RC2	S57年	185.45	133.33	52.12	81.22	29.50	110	55	36	
24	古賀公民館	新代	1983-4-5	32-2447	鉄骨造瓦ぶき平屋建	S1	H6年	379.43	379.43		215.89		215	107	71	
25	牟礼茶屋公民館	広川	13-3	32-1937	木造瓦ぶき平屋建	W1	H4年	97.88	97.88		52.90		52	26	17	
26	川瀬北公民館	新代	1415-20	-	木造セメント瓦ぶき平屋建	W1	H7年	167.87	167.87		114.00		114	57	38	
27	緑ヶ丘公民館	新代	1428-108	32-0979	木造セメント瓦ぶき平屋建	W1	H2年	149.56	149.56		63.18		63	31	21	
28	北新代公民館	新代	1318-6	32-0900	木造瓦ぶき平屋建	W1	H10年	172.24	172.24		108.48		108	54	36	
29	牟礼公民館	広川	438-1	32-0986	木造瓦ぶき2階建	W1	H5年	229.83	229.83		127.00		127	63	42	
30	当条公民館	広川	995-3	53-2833	木造セメント瓦ぶき平屋建	W1	S46年	226.07	226.07		117.59		117	58	39	
31	智徳公民館	広川	2211-1	53-8751	鉄骨造瓦ぶき平屋建	S1	H17年	299.46	299.46		171.72		171	85	57	
32	一條公民館	一條	804-3	53-0624	鉄骨造スレートぶき平屋建	S1	H3年	363.46	363.46		238.34		238	119	79	
33	藤田公民館	藤田	348	53-0755	鉄筋コンクリート造 複合防水仕上平屋建	RC1	S52年	162.40	162.40		114.78		114	57	38	
計								8,261.31	7,661.21	15,922.52	4,638.39	106.50	4,987	2,483	1,652	

避難 スペース 基準	①1㎡／人災害直後の一時的避難段階で座った状態程度の占有面積 ②2㎡／人緊急対応初期の段階で就寝可能な占有面積 ③3㎡／人避難生活が長期化し、荷物置き場を含めた占有面積
------------------	--

3-2 防災行政無線

部 署	電 話	F A X
広川町役場 企画課	78-544-70	78-544-75

3-3 医療機関一覧

■病院

番号	医療機関名	住所	電話番号
1	蒲池医院	広川町大字新代 1720-1	0943-32-0357
2	國崎内科医院	広川町大字新代 737	0943-32-0003
3	合原医院	広川町大字長延 608-2	0943-32-0120
4	五反田医院	広川町大字新代 638-1	0943-32-0036
5	下広川内科医院	広川町大字広川 2119-15	0942-52-3883
6	馬場病院（脳神経外科）	広川町大字新代 1389-409	0943-32-3511
7	広川病院	広川町大字新代 930	0943-32-2001
8	姫野病院	広川町大字新代 2316	0943-32-3611
9	横田病院	広川町大字新代 1428-94	0943-32-1115
10	吉山内科整形外科	広川町大字新代 1432-14	0943-32-4381
11	江本ニースポーツクリニック	広川町大字新代 1332-1	0943-32-0037
12	久英会クリニック	広川町大字新代 1389-128	0943-32-8170
13	ひろかわ腎クリニック	広川町大字新代 1330-1	0943-30-8001

■歯科

番号	医療機関名	住所	電話番号
1	あららぎ歯科	広川町大字久泉 605-5	0943-32-4846
2	いなとみ歯科クリニック	広川町大字新代 1389-588	0943-32-5123
3	久保田歯科口腔外科医院	広川町大字新代 623-3	0943-32-0216
4	こやま歯科医院	広川町大字広川 144-5	0943-33-4618
5	いまやま歯科	広川町大字新代 1535-1	0943-32-7020
6	もりみつ歯科クリニック	広川町大字長延 1029-1	0943-31-1000
7	立山歯科広川医院	広川町大字新代 2352	0943-32-5882
8	姫野歯科医院	広川町大字六田 282	0943-32-0155
9	はまさき歯科クリニック	広川町大字川上 586-1	0943-32-7800
10	やました歯科	広川町大字広川 1349-8	0942-52-3819
11	はら歯科クリニック	広川町大字吉常 357-1	0943-24-8363

■眼科

番号	医療機関名	住所	電話番号
1	みやた眼科	広川町大字新代 1951-5	0943-32-6888

■耳鼻咽喉科

番号	医療機関名	住所	電話番号
1	ちぢわ耳鼻咽喉科	広川町大字久泉 527-2	0943-32-0144

3-4 人口透析及び救急医療機関

■人工透析等が可能な病院

	医療機関名	所在地	電話番号
1	医療法人 八女発心会 姫野病院	広川町大字新代 2316	0943-32-3611
2	医療法人 健衆会 中野内科循環器科	八女市吉田 1570-3	0943-25-3010
3	医療法人 江上内科クリニック	八女市本町 2-63	0943-24-0113
4	公立八女総合病院	八女市高塚 540-2	0943-22-4131
5	医療法人 中村クリニック	筑後市大字野町 665-1	0942-52-7311
6	医療法人 チクゴ医院	筑後市大字尾島 685	0942-53-4350
7	ひろかわ腎クリニック	広川町大字新代 1330-1	0943-30-8001

■二次救急医療機関（救急告示医療機関）

	医療機関名	所在地	電話番号
1	公立八女総合病院	八女市高塚 540-2	0943-23-4131
2	医療法人 社団慶仁会 川崎病院	八女市津江 538	0943-23-3005
3	医療法人 柳育会 柳病院	八女市吉田 2-1	0943-23-2176
4	地方独立行政法人 筑後市立病院	筑後市大字和泉 917-1	0942-53-7511
5	医療法人 繁桜会 馬場病院	広川町大字新代 1389-409	0943-32-3511
6	医療法人 八女発心会 姫野病院	広川町大字新代 2316	0943-32-3611

■三次救急医療機関

番号	医療機関名	所在地	電話番号
1	久留米大学病院 高度救命救急センター	久留米市旭町 67 番地	0942-35-3311
2	聖マリア病院 救命救急センター	久留米市津福本町 422 番地	0942-35-3322

3-5 土砂災害警戒区域内及び洪水浸水想定区域内に立地する要配慮者利用施設

施設名	所在地	土砂災害 警戒区域	洪水浸水 想定区域
介護老人保健施設 舞風台 ユニットケア棟	広川町大字水原 1498 番地 ※警戒区域にかかる建物 については通常未使用。	○ イエローゾーン ※擁壁設置済	—
有料老人ホーム 姫野タワー棟	広川町大字新代 2316 番地	—	○ 0.5m～3.0m
有料老人ホーム ナーシングホーム奏	広川町大字新代 2316 番地	—	○ 0.5m～3.0m
有料老人ホーム 歌楽楽	広川町大字新代 2203 番地	—	○ 0.5m～3.0m
姫野病院 通所 リハビリテーションセンター	広川町大字新代 2316 番地	—	○ 0.5m～3.0m
広川町社会福祉協議会	広川町大字新代 2165 番地 1	—	○ 0.5m～3.0m
上広川保育園	広川町大字水原 1420 番地 1	—	○ 0.5m～3.0m
下広川保育園	広川町大字広川 1338 番地 2	—	○ 0.5m～3.0m
広川町子育て支援センター	広川町大字新代 1965 番地 1	—	○ 0.5m～3.0m
はなまる保育園	広川町大字新代 2343 番地	—	○ 0.5m～3.0m
保育園 おひさま	広川町大字太田 410 番地 3	—	○ 0.5m未満
八女地区病児・病後児 保育施設 おひさま	広川町大字太田 410 番地 3	—	○ 0.5m未満
就労継続支援 A 型事業所 さんふらわあ広川	広川町大字六田 117 番地 1	—	○ 0.5m未満
広川福祉会 就労継続支援 B 型 夢と希望	広川町大字新代 2165 番地 1	—	○ 0.5m～3.0m
NPO 法人 KIHON HIRO キッズ	広川町大字川上 57 番地 6	—	○ 0.5m～3.0m

3-5・・・1 町内福祉施設等一覧表

■ 福祉施設一覧表

施 設 名	所 在 地	電 話	FAX
若久シニアビレッジ	広川町大字新代 1389-8	0943-32-2121	0943-32-2121
特別養護老人ホーム 彌栄苑	広川町大字新代 1432-1	0943-32-4384	0943-32-4365
介護老人保健施設 舞風台	広川町大字水原 1498	0943-32-0333	0943-32-1451
特別養護老人ホーム ゆめ広川	広川町大字広川 2567-1	0942-53-3008	
グループホーム 彌栄苑	広川町大字新代 1432-1	0943-24-9981	0943-32-4365
若久グループホーム	広川町大字新代 1389-117	0943-32-9060	0943-32-9061
グループホーム 銀杏の木	広川町大字長延 630-2	0943-32-8050	0943-32-8051
グループホーム かすりの里	広川町大字広川 1263-3	0942-42-1165	0942-42-1170
フォセット広川	広川町大字長延 630-1	0943-32-8052	
軽費老人ホーム 鐘の鳴る丘	広川町大字六田 348-1	0943-23-5001	0943-23-5088
ケアビレッジよしつね	広川町大字吉常 723-4	0943-32-5243	
姫野タワー棟	広川町大字新代 2316	0943-24-8733	
歌楽楽（うらら）	広川町大字新代 2203	0943-24-8133	
ナーシングホーム奏	広川町大字新代 2316	0943-24-8733	

■ 保育園・幼稚園

施 設 名	所 在 地	電 話	FAX
上広川保育園	広川町大字水原 1420-1	0943-32-1925	
中広川保育園	広川町大字新代 864	0943-32-4850	0943-32-2948
下広川保育園	広川町大字広川 1338-2	0942-52-3804	
斗和保育園	広川町大字新代 1428-30	0943-32-2722	
心愛保育園	広川町大字久泉 412-2	0943-32-4004	0943-32-4066
学校法人 八女学院広川幼稚園	広川町大字新代 616	0943-32-4172	0943-32-6935
医療法人 はなまる保育園	広川町大字新代 2343	0943-22-8822	
保育園おひさま	広川町大字太田 410-3	0943-32-1125	0943-32-1125
NPO法人 こもれびの家	広川町大字一條 1065-7	0942-53-5511	0942-53-8661

3-6 主要観光施設一覧

令和4年 主要観光施設利用状況調査

「施設別」

施 設 名 称	年間施設利用者数（人）
広川町産業展示会館	21,528
広川町古墳資料館	500
逆瀬ゴットン館（薬師堂）	2,525
広川くだもの村	15,950
太原のイチョウ	75,000

3-7 指定文化財一覧

令和5年4月現在

名 称	種 別	所 在 地	管理者	指定件数	
弘化谷古墳	国・史跡	広川町大字広川	広川町	国 :3	25
石人山古墳（武装石人）	国・史跡	広川町大字広川	広川町		
善蔵塚古墳	国・史跡	広川町大字六田	広川町		
増永 祇園神社 丁切	町・民俗文化財 第 1 号	広川町大字川上	増永区	町 : 22	
清楽茶屋 素盞鳴神社 獅子舞	町・民俗文化財 第 2 号	広川町大字日吉	清楽茶屋区		
一條 六地藏自然石板碑	町・民俗文化財 第 4 号	広川町大字一條	一條区		
日吉 早玉神社 農耕習俗絵馬	町・民俗文化財 第 5 号	広川町大字日吉	早玉神社		
馬場文書	町・有形文化財 第 7 号	広川町大字久泉	個人		
馬場古墳群（3.4 号墳）	町・史跡 第 8 号	広川町大字水原	個人		
岩戸山辞	町・有形文化財 第 9 号	広川町大字一條	個人		
梯大神社絵馬	町・民俗文化財 第 10 号	広川町大字水原	梯区		
御井・上妻郡境石	町・民俗文化財 第 11 号	広川町大字日吉	個人		
木造千手観世音菩薩	町・有形文化財 第 12 号	広川町大字日吉	高間区		
庚申・猿田彦塔群	町・民俗文化財 第 13 号	広川町大字日吉	高間区		

名 称	種 別	所 在 地	管理者	指定件数	
氏子札	町・民俗文化財 第 14 号	広川町大字一條	個人		

名 称	種 別	所 在 地	管理者	指定件数	
社日神像	町・民俗文化財 第 15 号	広川町大字日吉	太原区		
猿田彦大神塔	町・民俗文化財 第 16 号	広川町大字久泉	久泉区		
熊野神社子供風流	町・民俗文化財 第 17 号	広川町大字広川	智徳区		
木造十一面観世音菩薩立像	町・民俗文化財 第 18 号	広川町大字長延	長延区		
あかがり地蔵	町・民俗文化財 第 19 号	広川町大字長延	長延区		
高良玉垂宮縁起	町・有形文化財 第 20 号	広川町大字太田	個人		
下廣川村民政資料	町・民俗文化財 第 21 号	広川町大字一條	個人		
一條八幡宮鳥居	町・有形文化財 第 22 号	広川町大字一條	一條区		
一百万遍念佛供養石塔	町・民俗文化財 第 23 号	広川町大字久泉	長延区		
銅矛	町・有形文化財 第 24 号	広川町大字新代	広川町		

3-8 多目的ダム

令和5年4月現在

級別	水系名	河川名	ダム名	所在地	ダム式	ダム目的	総事業費 (百万円)	ダム諸元		
								堤高(m)	頂長(m)	堤体積 (千m ³)
1	筑後川	広川	広川防災ダム	広川町大字 水原 4545	中心コア型 ロックフィルダム	防災	863	29.2	132.1	123

集積 面積 (k m ²)	湛水 面積 (k m ²)	貯水池諸元		かんが い面積 (ha)	実調 建設 年度	完成 年度	ダムサイト地質
		総貯 水量 (千m ³)	有効 貯水量 (千m ³)				
9.4	1.24	990	802.3	0	S39 ～ S46	S46	岩質 絹雲母片岩

3-9 水防資材一覧

令和5年4月現在

トラック(台)	一輪車(台)	オノ(本)	カケヤ(本)	スコップ(本)	ハンマー(本)	ナタ(本)	ツルハシ(本)	クワ(本)	カマ(本)	ノコギリ(本)	トビクチ	照明灯(個)	ビニール紐(巻)	杭丸太(本)	鉄線(kg)	ブルールシート (枚)	トラロープ(m)	土のう袋	備考
1	2	4	27	43	3	2	10	2	3	5	2	8	11	630	18	26	50	6,600	

3-10 給水車及び給水タンク保有状況一覧

令和5年4月現在

給水車		トラック							給水タンク					非常用パック
1t	2t	3t	2t	1.5t	1.25t	1t	0.75t	0.5t	2t	1.5t	1.2t	1t	0.5t	60
													8	300

3-11 救急業務実施体制の状況

区分	管内 面積 (H31 年 3 月 31 日現在)	管内 人口 (H27 年 4 月 1 日現在)	救急自動車台数				救急 隊数	救命士 運用隊 数	救 急 隊 員 数					救 命 士 運用開始 年 月 日		
			保有数	内非常用		内 高規格			合 計	うち資格者・修了者			専任		兼任	うち 女性
				内高 規格	うち資格者・修了者											
					救 命 士					標 準 課 程	救 急 Ⅱ 課 程					
八女地区	520. 38	84, 591	8	—	—	8	8	8	115	32	82	1	—	115	3	H8. 2. 1

医 療 機 関 数							人口 10 万人当 たりの救急 医療機関 数	現場到着 平均所要 時 間 (分)	収容平均 所要時間 (分)	救 急 出 場 件 数		
合計	救 急 告 示 医 療 機 関					その他の 医療機関				令和 2 年中	令和元 年中	対前年 増減率 (%)
	小 計	公立	公 的	私 的								
				病 院	診療所							
67	5	1	—	4	—	62	5.9	8.3	31.4	3,343	3,731	△10.4

※ 「令和3年 消防年報」(福岡県) 統計資料 第7-1表 「救急業務実施体制の状況」から引用

3-12 消防機関の化学消防自動車及び化学消火薬剤備蓄状況調

令和5年4月現在

	化学消防 自動車数 (台)	液体(kl)	粉末(kl)	化 学 消 火 剤 種 別					
				蛋 白 系		合成界面 活性剤等 (kl)	粉 末		
				3%型 (kl)	6%型 (kl)		炭酸水 素ナトリウム (kg)	重炭酸カ リウム(kg)	りん酸 塩類等 (kg)
八女消 防本部	2	2.43				2.43			

3-13 空中消火用離着陸場一覧

管轄消防 署名	空中消火用離着陸場名	所 在 地	保有
広川消防署	広川町運動公園	広川町大字久泉 306	6
	広川球場	広川町大字新代 1519-1	
	上広川小学校	広川町大字水原 949	
	中広川小学校	広川町大字新代 1705	
	下広川小学校	広川町大字広川 1416	
	広川中学校	広川町大字久泉 837	

3-14 ヘリコプター離発着場一覧

名 称	所 在 地	電話番号
広川町運動公園	広川町大字久泉 306	0943-32-0093
広川球場	広川町大字新代 1519-1	0943-32-0093
上広川小学校	広川町大字水原 949	0943-32-0139
中広川小学校	広川町大字新代 1705	0943-32-0039
下広川小学校	広川町大字広川 1416	0942-53-3827
広川中学校	広川町大字久泉 837	0943-32-0132

3-15 派遣部隊の活動拠点

■派遣部隊の活動拠点等（リエゾンの活動拠点等）

名 称	所 在 地	連絡先（電話）	連絡先（FAX）
庁舎 1 階外 町民広場	広川町大字新代 1804-1	0943-32-1196	0943-32-4287
庁舎 2 階 201・202・203	広川町大字新代 1804-1	0943-32-1196	0943-32-4287
庁舎 3 階 302 会議室	広川町大字新代 1804-1	0943-32-1196	0943-32-4287
庁舎 4 階 展望スペース	広川町大字新代 1804-1	0943-32-1196	0943-32-4287
広川町保健・福祉センター	広川町大字新代 2165-1	0943-32-3768	0943-32-5530
広川町産業展示会館	広川町大字日吉 1164-1	0943-32-5555	0943-32-5556
広川町町民交流センター	広川町大字新代 1965-1	0943-32-1441 (子育て支援センター)	0943-32-8036 (図書館)

3-16 気象観測所一覧

令和5年4月現在

観測所番号	観測所名	種別	種 別					所在地	緯度	経度	海面上の高さ (m)
			降水量	気温	風	日照	積雪				
82317	黒木	地	○	○	○	○		八女市黒木町本分	33 13.5	130 38.7	144

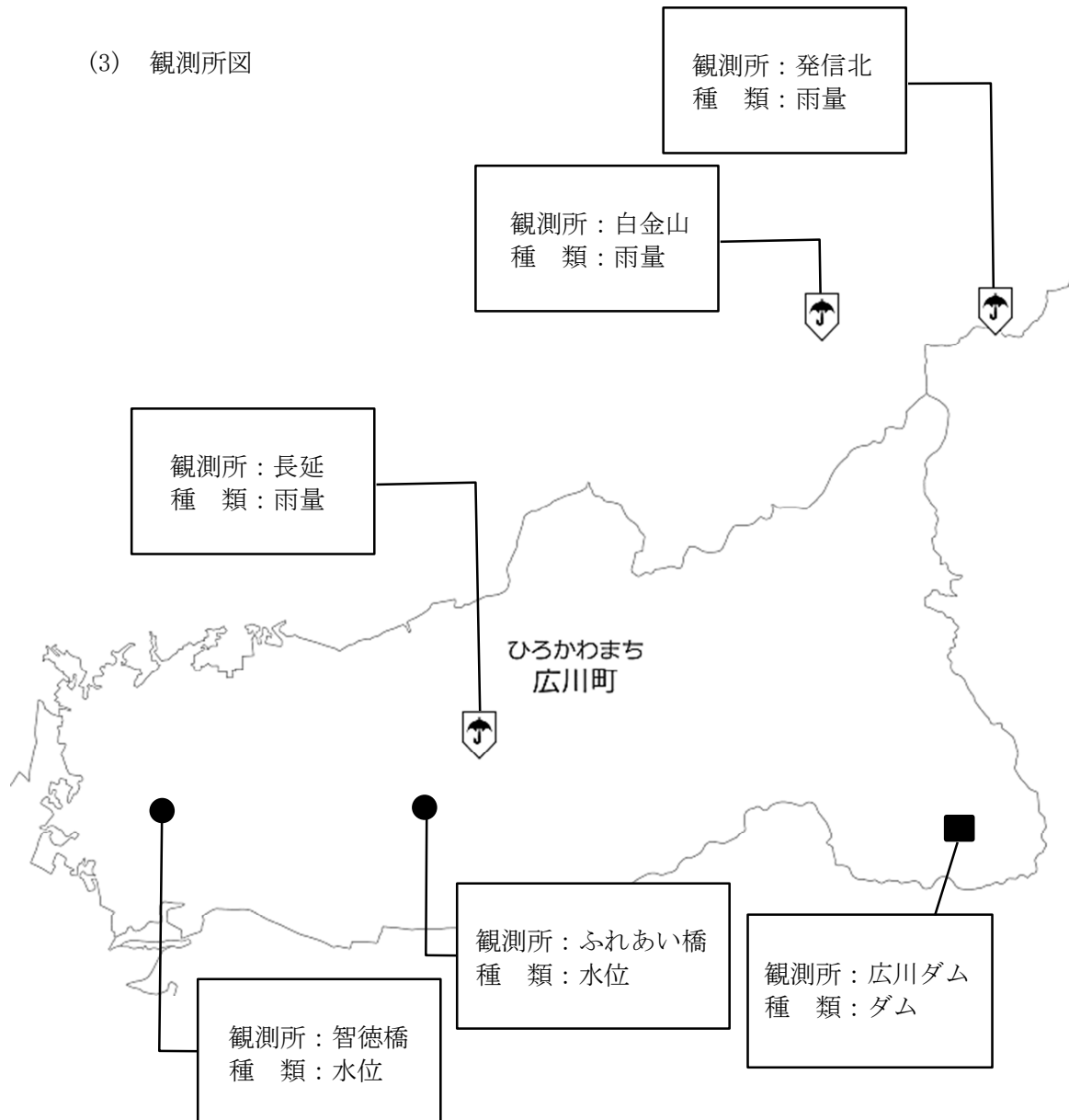
(1) 国・県関係（雨量・水位・ダム）

観測所名	所 在 地
【雨量】 長延 白金山 発心北	八女郡広川町長延752-1(長延納骨堂内) 久留米市高良内町字中戸花1812 八女市上横山字西浦田5769-2
【水位】 智徳橋 ふれあい橋	八女郡広川町大字広川1401-4 南側 八女郡広川町大字新代1958-5 南側
【ダム】 広川ダム	八女郡広川町大字水原4545

(2) 町関係（雨量）

観測所名	所在地
八女消防本部	八女市本村22-1
広川消防署	八女郡広川町大字新代1964-1

(3) 観測所図



3-17 計測震度観測施設等

気象庁震度階級関連解説表

使用にあたっての留意事項

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。

■震度階級関連解説表

(平成 21 年 3 月 31 日)

(1) 人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5 弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5 強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6 弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6 強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

(2) 木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5 強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6 弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6 強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注 1) 木造建物（住宅）の耐震性により 2 つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注 2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注 3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成 20 年（2008 年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

(3) 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6 弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6 強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂が多くなる。
	1 階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

（注 1）鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいもののほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注 2）鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

(4) 地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5 弱	亀裂※ ¹ や液状化※ ² が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5 強		
6 弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6 強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※ ³ 。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

(5) ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度 5 弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。
	さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることもある※。
断水、停電の発生	震度 5 弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度 4 程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度 6 弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度 5 弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※震度 6 強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

3-18 一般ガス事業者一覧

令和5年4月現在

事業者または支店名	所在地	電話番号
(株)エコアガスセンター広川事務所	広川町大字新代 1332	0943 - 32 - 4338
渡辺プロパン(株)高圧ガスセンター	広川町大字新代 1332	0943 - 32 - 3801
東プロパン (有)	広川町大字新代 1892-1	0943 - 32 - 0160
立山プロパン(有)	広川町大字長延 593-7	0943 - 32 - 0067
(株)アイコーホームサービス	広川町大字藤田 1403-1	0943 - 32 - 5833
福岡ライフエナジー(株)八女事業センター	広川町大字広川 2462-1	0942 - 53 - 6096
ニシヨリ(株)広川工場 (工場消費)	広川町大字日吉 1164-3	0943 - 32 - 2441

3-19 火薬類貯蔵施設概要

令和5年4月現在

所在地区	所在地	火薬庫の種類別棟数						計
		1級	2級	3級	実包	煙火	玩具	
	該当なし							

3-20 火葬場一覧

令和5年4月現在

名称	所在地	電話番号	処理能力 (体/日)	備考 (火葬炉数)
八女西部斎場 東原園	八女市今福 1356 番地 1	0943-24-4404	10	6基

3-21 ごみ焼却施設一覧

令和5年4月現在

施設名	所在地	電話番号	設置者	竣工 年月	型式	能力 (t/日)
八女西部 クリーンセンター	筑後市大字前津 2088 番地 6	0942-52-7536	八女西部 広域事務 組合	平成 12 年 3 月	全連	110× 2 炉

全連：全連続

3-22 し尿処理施設一覧

令和5年4月現在

施設名	所在地	電話番号	設置者	竣工年月	型式	能力 (kl/日)
八女中部汚泥再生 処理センター	八女市北田形 1027 番地 1	0943-24- 5419	八女 中部 衛生 施設 事務 組合	令和 3 年 5 月	高負荷脱 窒素処理 方式 高度処理 堆肥化方 式	171

3-23 下水道処理施設一覧

令和5年4月現在

施設名	所在地	電話番号	設置者	竣工年月	型式	能力 (m ³ /日)
矢部川浄化 センター	筑後市大字島田 754	0942-54-2701	広川町 八女市 筑後市 みやま市	平成18年 10月	嫌気無酸素 好気法＋ 急速ろ過法	19,200

3-24 上水道供給施設一覧

令和5年4月現在

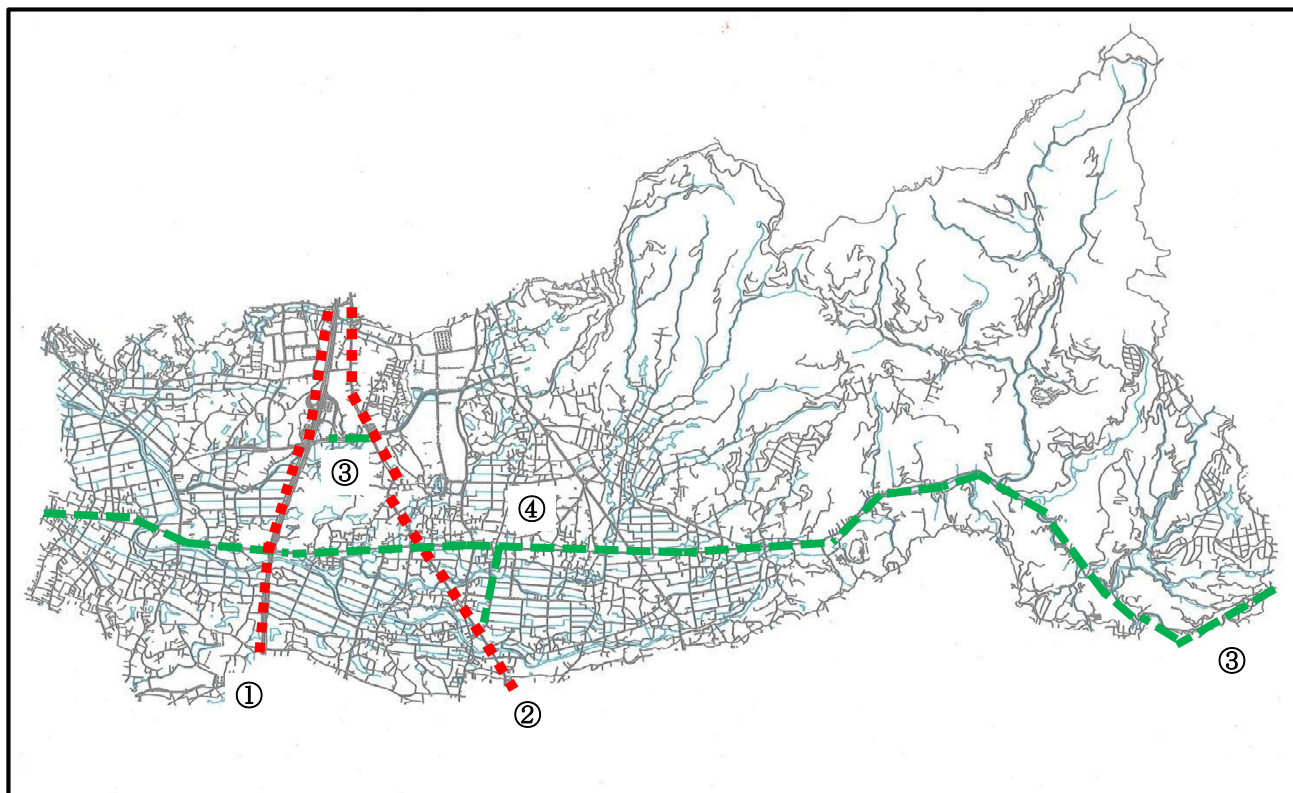
施設名	所在地	電話番号	設置者	供給開始 年月	能力 (m ³ /日)	備考
福岡県南広域 水道企業団 荒木浄水場	久留米市荒木町 白口55	0942- 27-1561	広川町 他11団体	昭和52年 6月	157,640	広川町 4,300 m ³ /日 八女市送水 7,900 m ³ /日

3-25 応急仮設住宅建設候補地一覧

候補 No.	候補地 の名称 (施設名)	所在地	有効 敷地 面積 (m ²)	仮設住 宅建設 可能戸 数	給排水・電気・ガスの引き込み状況等							必要 な 施設	備考
					a 上水道	b 汚水 排水	c 雑排水	d 電気	e ガス	f 地盤 状況	g 障害 物の 有無		
1	竜光寺 公園 広川球場 駐車場 138台	広川町 大字 新代 1519-1	8,800	60 戸	無	仮設 浄化 槽等	公園 内水 路	支障 無	プロ パン	土	無	ゴミ 置場	用途地域 指定無し 建蔽率 70% 容積率 200% 取付 道路幅員 17m
2	広川町 運動公園 駐車場 78台 駐輪場 48台	広川町 大字 久泉 306	9,740	78 戸	無	仮設 浄化 槽等	公園 内水 路	支障 無	プロ パン	土	無	ゴミ 置場	用途地域 指定無し 建蔽率 70% 容積率 200% 取付 道路幅員 11.2m

※地震に関する防災アセスメント調査報告書に基づき、水縄断層地震での地震被害想定より計算。応急仮設住宅想定必要戸数 355 戸－借上仮設住宅戸数 277 戸＝建設仮設住宅戸数 78 戸必要となる。

3-26 緊急交通・輸送体制の整備に伴う啓開道路図



第一次輸送確保路線（ ）

- ① 九州自動車道
- ② 国道 3 号

第二次輸送確保路線（ ）

- ③ 県道 84 号(県道三潆上陽線)
- ④ 町道日吉芥神線

啓開道路とは

緊急交通路に加え、大規模災害発生時の速やかな救援・救護活動や人員・物資輸送及び道路の啓開作業に必要な災害対応拠点をつなぐための、最優先で啓開すべき必要最低限度の緊急輸送道路。福岡県地域防災計画では、広川町を縦貫する道路のうち九州自動車道・国道 3 号の 2 路線を啓開道路として計画されてある。

※啓開：障害を取り除き道を切り開くこと。

注意：被災の状況によっては、上記区間以外を代替え道路として選定することがある。

4 協定・様式

4-1 福岡県消防相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第39条の規定に基づき、福岡県内の市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市町村等」という。）の消防相互応援について必要な事項を定め、県内において大規模災害等が発生した場合に相互の消防力を活用して、災害による被害を最小限に防止することを目的とする。

(地域区分)

第2条 この協定による相互応援を円滑に実施するため、市町村等を別表に掲げる地域に区分する。

(対象とする災害)

第3条 この協定の対象とする災害は、次に掲げる災害とする。

- (1) 林野火災、高層建築物火災、危険物火災等の大規模火災
- (2) 地震、風水害その他大規模災害
- (3) 航空機事故、列車事故等で大規模又は特殊な救急・救助事故
- (4) 武力攻撃が疑われる災害
- (5) 放射性物質、生物剤又は化学剤による災害
- (6) その他前各号に掲げる災害に準ずる災害で、応援が必要と判断されるもの

(応援要請)

第4条 応援要請は災害が発生した市町村等（以下「要請側」という。）の長又は消防長から、協定市町村等の長又は消防長に対し、災害規模等に応じて次の各号の区分により行う。

(1) 第一要請

第2条に規定する地域内の市町村等に対して行う応援要請

(2) 第二要請

第一要請に加えて、他の地域の市町村等に対して行う応援要請

2 応援要請は、原則として第一要請、第二要請の順に行うものとする。ただし、要請側の長又は消防長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(応援隊の派遣及び中断)

第5条 前条の規定により応援の要請を受けた市町村等（以下「応援側」という。）の長又は消防長は、当該防災市町村等における災害対応を応援するため、消防隊（以下「応援隊」という。）を派遣するものとする。ただし、やむを得ない理由により派遣し難い場合は、派遣をしないことができるものとする。

2 応援側の都合で応援隊を復帰させるべき特別な事態が生じた場合においては、応援側の長又は消防長は、要請側の長又は消防長と協議のうえ応援を中断することができるものとする。

(迅速な応援出動体制の確立)

第6条 協定市町村等の長又は消防長は、大規模災害等の発生に際し、要請側の長又は消防長と連絡が取れない場合又は被害状況が確認できない場合等の特に緊急を要するときには、第4条に規定する応援要請を待たず、先行調査のため、必要な応援隊（以下「先遣隊」という。）を派遣できるものとする。

2 先遣隊を派遣した応援側の都合で先遣隊を復帰させるべき特別な事態が生じた場合においては、応援側の長又は消防長は、先遣隊の派遣を中断することができるものとする。

(通報)

第7条 応援を要請した場合又は応援隊等を派遣した場合や派遣を中断した場合において、要請側又は応援側の長又は消防長は、その旨を福岡県に対して通報するものとする。

(応援側の指揮)

第8条 応援隊は、法律47条の規定に基づき要請側の長の指揮の下に行動するものとする。

(経費の負担)

第9条 応援に関し要した経費については、次の各号に定めるところにより負担するものとする。

(1) 応援側の負担する経費

- ア 消防機械器具の燃料費(補給燃料を除く。)及び小破損の修理費
- イ 消防職員及び消防団員の給与その他の給付に関する経費
- ウ 消防職員及び消防団員が負傷、疾病又は死亡した場合における補償費及び賞じゅつ金等
- エ 交通事故における損害賠償費等
- オ 応援側の重大な過失により発生した事故に要する経費

(2) 要請側の負担する経費

前号に定める経費以外の経費

2 前項に定める費用負担について疑義を生じた場合は、当該市町村等において協議のうえ決定するものとする。

(消防団応援)

第10条 消防団の応援に関する必要な事項は、別に定めるものとする。

(航空消防応援)

第11条 この協定の規定にかかわらず、航空消防の応援については、別に定める要綱によるものとする。

(改廃)

第12条 この協定の改廃は、協定市町村等の長の協議により行うものとする。

(委任)

第13条 この協定の実施に関し必要な事項は、市町村等の消防長が協議して定める。

附 則

- 1 この協定は、令和2年4月1日から効力を生じる。
- 2 平成25年3月28日付けで関係市町村等の間において締結した福岡県消防相互応援協定(以下「旧協定」という。)は、その効力を失う。ただし、この協定の効力が生じる日前に行われた消防相互応援に関する経費の負担については、旧協定第10条の規定は、なおその効力を有する。
- 3 この協定の締結を証するため、本書5通を作成し、記名押印のうえ、福岡県総務部防災危機管理局消防防災指導課、福岡県市長会、福岡県町村会、福岡県消防長会及び財団法人福岡県消防協会に保管を依頼するとともに、各市町村等はその写しを各1通保管するものとする。

令和2年3月11日

北九州市長、福岡市長、大牟田市長、久留米市長、直方市長、飯塚市長、田川市長、柳川市長、八女市長、筑後市長、大川市長、行橋市長、豊前市長、中間市長、小郡市長、筑紫野市長、春日市長、大野城市長、宗像市長、大宰府市長、古賀市長、福津市長、うきは市長、宮若市長、朝倉市長、嘉麻市長、みやま市長、糸島市、那珂川市長、宇美町長、篠栗町長、志免町長、須恵町長、新宮町長、久山町長、粕屋町長、芦屋町長、水巻町長、岡垣町長、遠賀町長、小竹町長、鞍手町長、桂川町長、筑前町長、東峰村長、大刀洗町長、大木町長、広川町長、香春町長、添田町長、糸田町長、川崎町長、大任町長、赤村長、福智町長、荻田町長、みやこ町長、吉富町長、上毛町長、築上町長、

八女地区消防組合管理者、筑紫野大宰府消防組合管理者、飯塚地区消防組合組合長、春日・大野城・那珂川消防組合組合長、福岡県田川地区消防組合管理者、久留米広域市町村圏事務組合組合

長、京築広域市町村圏事務組合組合長、直方・鞍手広域市町村圏事務組合長、甘木・朝倉広域市町村圏事務組合理事長、粕屋南部消防組合組合長、宗像地区消防組合組合長、粕屋北部消防組合組合長、遠賀・中間地域広域行政事務組合代表理事

別表（協定第2条関係）

地域	構成市町村等
(1) 北九州地域	北九州市 行橋市 豊前市 中間市 芦屋町 水巻町 岡垣町 遠賀町 苅田町 みやこ町 吉富町 上毛町 築上町 京築広域市町村圏事務組合 遠賀・仲間地域広域行政事務組合
(2) 筑豊地方	直方市 飯塚市 田川市 宮若市 嘉麻市 小竹町 鞍手町 桂川町 香春町 添田町 糸田町 川崎町 大任町 赤村 福智町 飯塚地区消防組合 福岡県田川地区消防組合 直方・鞍手広域市町村圏事務組合
(3) 福岡地区	福岡市 筑紫野市 春日市 大野城市 宗像市 大宰府市 古賀市 福津市 糸島市 那珂川市 宇美町 篠栗町 志免町 須恵町 新宮町 久山町 粕屋町 筑紫野大宰府消防組合 春日・大野城・那珂川消防組合 粕屋南部消防組合 粕屋北部消防組合 宗像地区事務組合
(4) 筑後地区	大牟田市 久留米市 柳川市 八女市 筑後市 大川市 小郡市 うきは市 朝倉市 みやま市 筑前町 東峰村 大刀洗町 大木町 広川町 八女地区消防組合 久留米広域市町村圏事務組合 甘木・朝倉広域市町村圏事務組合

4-2 災害時における福岡県内市町村間の相互応援に関する基本協定

(目的)

第1条 この協定は、福岡県内の地域に災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、被災市町村のみでは十分な応急対策及び復旧対策を実施することができない場合において、災対法第67条第1項による市町村相互の応援が迅速かつ円滑に実施されるよう、福岡県内のすべての市町村が相互に協力することを確認し、相互応援に関する基本的な事項を定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 この協定による応援の種類は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (5) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (6) 被災傷病者の受入れ
- (7) 遺体の火葬のための施設の提供
- (8) ゴミ・し尿等の処理のための施設の提供
- (9) ボランティアの受付及び活動調整
- (10) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続き)

第3条 被災市町村の長は、個別に他の市町村の長に応援を要請しようとする場合には、次の各号に掲げる事項を明らかにして電話等により応援を要請するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援の種類
- (3) 応援の具体的な内容及び必要量
- (4) 応援を希望する期間
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

2 被災市町村の長は、複数の市町村の長に同時に応援を要請しようとする場合には、前項に掲げる事項を明らかにして電話等により福岡県知事（以下「知事」という。）に対し応援要請の依頼を行うものとし、知事は、他の市町村の長に対して速やかに要請内容を伝達するものとする。

3 応援を受けた被災市町村の長は、応援を実施した市町村の長に対し、後日速やかに要請文書を提出するものとする。

(応援の実施)

第4条 前条第1項の規定により応援要請を受けた市町村の長は、応援の内容を電話等により要請した被災市町村の長に連絡し、その後直ちに応援を実施するものとする。ただし、特別な事情により応援できない場合は、その旨を直ちに電話等により連絡するものとする。

2 前条第2項の規定により要請内容の伝達を受けた市町村の長は、受諾の可否を速やかに決定し、応援の可否及び応援を実施する場合は、その内容を知事に対し電話等により連絡するとともに応援を実施するものとする。

(自主応援)

第5条 被災市町村の長からの応援要請又は知事からの応援要請の依頼がない場合においても、被害の状況に応じ緊急に応援することを必要と認めた市町村の長は、自主的に応援を行うものとする。

2 前項の場合において、応援を行おうとする市町村の長は、応援の内容をあらかじめ電話等により被災市町村の長に連絡するとともに、応援を実施する旨及びその内容を知事に連絡するものとする。

(応援の調整)

第6条 知事は、前2条に定める相互応援が迅速かつ円滑に実施されるよう応援の調整を行うことができるものとする。

(応援経費の負担)

第7条 応援に要した費用は、応援を受けた市町村で負担するものとする。

2 応援を受けた市町村において前項の規定により負担する費用を支弁するいとまがないときは、応援を受けた市町村の求めにより応援した市町村は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。

3 前2項の規定によりがたいときは、その都度、関係市町村間で協議して定める。

(情報の交換等)

第8条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な情報等を相互に交換するとともに、平常時から応援の受入れ体制の整備に努めるものとする。

(その他)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項については、その都度協議して定めるものとする。

附 則

1 この協定は、平成17年4月26日から施行する。

2 この協定の成立は、県内全市町村長の同意書をもって証する。

災害時における福岡県内市町村間の相互応援に関する実施要領

1 目的

この要領は、災害時における福岡県内市町村間の相互応援に関する基本協定（以下「協定」という。）第9条の規定に基づき、災害時における県内市町村間の相互応援が円滑に実施されるため必要な事項を定めるものとする。

2 定義

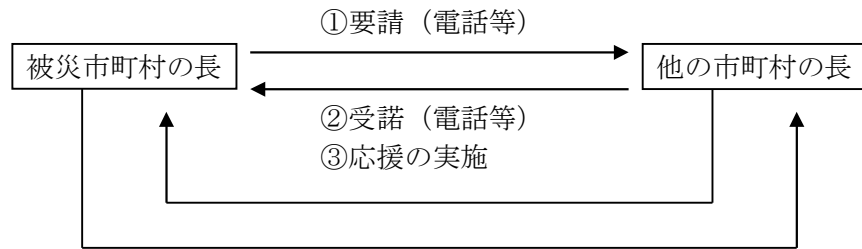
この要領において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害であり、地震、津波、暴風、豪雨等の異常な自然現象のみでなく、航空機の墜落、列車の衝突転覆等の大規模事故による被害も含む。

3 県、市町村の連絡先

災害時の市町村間の相互応援が迅速かつ円滑に実施されるよう、県は、年度当初に「県及び市町村の勤務時間内及び勤務時間外の連絡先一覧」を作成し、市町村に配布する。

4 応援要請の手続き及び応援の実施（協定第3条、第4条）

(1) 個別に他の市町村に応援要請する場合（協定第3条第1項、第4条第1項）の手続き等は、以下のとおりとする。



④要請文書の提出

- ① 要 請 被災市町村は、災害時相互応援連絡表（様式 1、要領 4 ページ、以下「応援連絡表」という。）に必要事項を記入の上、その要旨を電話（県防災行政無線電話又は N T T 電話）で連絡するとともにファクシミリ（県防災行政無線又は N T T）送信する。

応援連絡表の記入例

記入例 1・単独一要請（要領 7 ページ）

- ② 受 諾 要請を受けた市町村は、受諾の可否を電話（県防災行政無線電話又は N T T 電話）で連絡するとともに、受信した応援連絡表の写しに加除訂正を行い、ファクシミリ（県防災行政無線又は N T T）送信する。

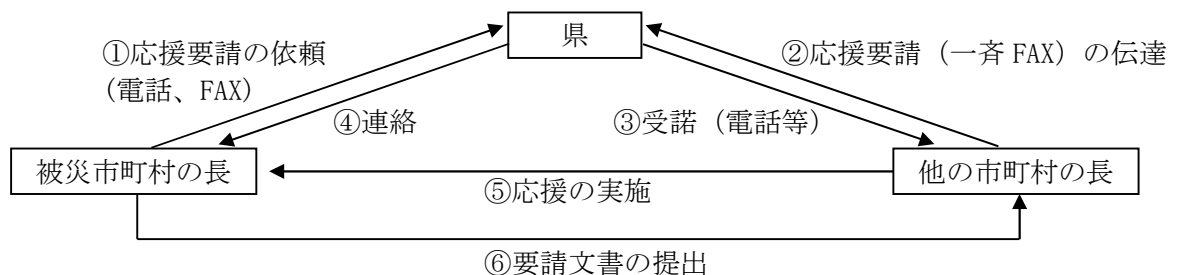
応援連絡表の記入例

記入例 2・単独一受諾（要領 8 ページ）

- ③ 応援の実施 応援を受諾した市町村は、応援連絡表に記載した応援受諾内容を実施する。

- ④ 要請文書の提出 応援実施後、応援を受けた市町村は、応援を実施した市町村に対し、速やかに要請文書（様式 3、要領 6 ページ）を提出する。
要請文書施行の日付けは、実際に要請を行った日とする。

- (2) 複数市町村に同時に応援を要請する場合（協定第 3 条第 2 項、第 4 条第 2 項）の手続き等は以下のとおりとする。



- ① 要請の依頼 被災市町村は、応援連絡表（様式 1、要領 4 ページ）に必要事項を記入の上、その要旨を県（県災害対策本部又は県消防防災安全課）に電話（県防災行政無線又は N T T 電話）で連絡するとともに、ファクシミリ（県防災行政無線又は N T T）送信する。

応援連絡表の記入例

記入例 3・広域一要請 1（要領 9 ページ）

- ② 応援要請の伝達 県はファクシミリ受信した応援連絡表を県防災行政無線により一斉送信する。

原則として、音声一斉とファクシミリ一斉送信を行うこととする。

応援連絡表の記入例

記入例 4・広域一要請 2（要領 10 ページ）

- ③ 受諾の連絡
- 市町村
↓
県
- 応援できる市町村は、受信した応援連絡表に加除訂正を行い、その要旨を県（県災害対策本部又は県消防防災安全課）に電話（県防災行政無線電話又はN T T電話）で連絡するとともに、ファクシミリ（県防災行政無線又はN T T）送信する。

応援連絡表の記入例

記入例 5 ・ 広域一受諾（要領 11 ページ）

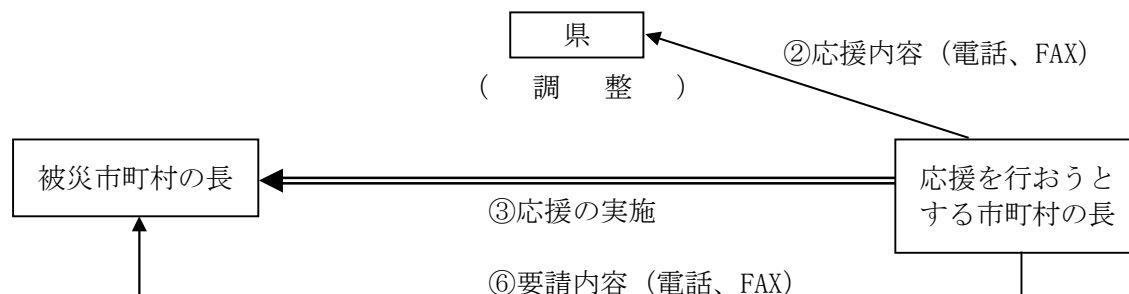
- ④ 受諾の連絡
- 県
↓
要請市町村
- 県は、応援の内容を取りまとめ、必要に応じ調整を行った上、応援を要請した市町村に応援の内容を電話（県防災行政無線又はN T T）で連絡するとともに、応援連絡表をファクシミリ（県防災行政無線又はN T T）送信する。

- ⑤ 応援の実施
- 県から応援を実施するよう連絡を受けた市町村は、速やかに応援連絡表に記載した応援受諾内容を実施する。

- ⑥ 要請文書の提出
- 応援実施後、応援を受けた市町村は、応援を実施した市町村に対し、速やかに要請文書（様式 3、要領 6 ページ）を提出する。要請文書施行の日付けは、実際に応援要請を県に伝達した日とする。

5 自主応援（協定第 5 条）

自主応援を行う場合の手続き等は以下のとおりとする。



- ① 応援内容の連絡
- 応援市町村
↓
被災市町村
- 自主応援をしようとする市町村は、応援連絡表（様式 2、要領 6 ページ）に必要事項を記入の上、その要旨を被災市町村に電話（県防災行政無線又はN T T）で連絡するとともに、ファクシミリ（県防災行政無線又はN T T）送信する。

応援連絡表の記入例

記入例 6 ・ 自主応援（要領 12 ページ）

- ② 応援内容の連絡
- 応援市町村
↓
県
- （県による調整）
- 自主応援を行うこととなった市町村は、県に応援を行う旨及び応援内容を電話（県防災行政無線又はN T T）で連絡するとともに、応援連絡表（様式 2）をファクシミリ（県防災行政無線又はN T T）送信する。
- 県は、救援物資の余剰の発生や緊急輸送路の渋滞などを勘案して必要に応じ調整を行う。

- ③ 応援の実施
- 応援連絡表に記載した応援内容を実施する。

4-3 広川町における大規模な災害時の応援に関する協定書

国土交通省九州地方整備局長（以下「局長」という。）と広川町長（以下「町長」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第77条に関して、国土交通省所管施設（直轄施設を除く。以下「所管施設」という。）に大規模な災害（暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火等による社会的な影響が大きい重大な自然災害をいう。以下同じ。）が発生し、又は発生するおそれがある場合の応援に関する内容等を定め、もって被害の拡大を防ぎ、及び二次災害を防止することを目的として、次の条項により協定を締結する。

（応援内容）

第1条 応援内容は、次の事項の実施に係る資機材及び職員の応援に関するものとする。

- （1）所管施設の被害状況の把握
- （2）情報連絡網の構築
- （3）現地情報連絡員（リエゾン）の派遣
- （4）災害応急措置
- （5）その他必要と認められる事項

（被災状況の連絡及び現地情報連絡員の派遣）

第2条 広川町内の所管施設に大規模な災害が発生し、又は発生のおそれがある場合には、九州地方整備局と広川町は相互に連絡するものとする。なお、町長の応援要請があった場合又は局長が必要と判断した場合は、局長は、現地情報連絡員を広川町に派遣し情報交換を行うものとする。この場合において、町長は、現地情報連絡員の活動場所を災害対策本部等に確保するものとする。

（応援の実施）

第3条 局長は、町長からの応援要請に対して、必要性について判断の上、応援を行うものとする。

（応援要請の手続）

第4条 町長は、広川町内の所管施設に大規模な災害が発生、又は発生のおそれがある場合において、九州地方整備局の応援を必要とするときは、九州地方整備局福岡国道事務所長に電話等により応援要請を伝え、応援内容を相互に確認した上で、別紙－1の文書にて応援要請を提出するものとする。

- 2 局長（局長からの指示を受けた九州地方整備局の職員を含む。）は、前項の応援要請を受け、応援を行うときは、町長（町長からの指示を受けた町の職員を含む。）に電話等により応援する旨を伝え、速やかに別紙－2の文書により応援内容を通知する。

（応援要請の手続ができない場合の応援）

第5条 広川町内の所管施設に大規模な災害が発生し、被災による相互の連絡不能などにより応援要請の手続が速やかにできない場合において、特に緊急を要し、かつ応援要請に時間を要する場合は、局長が独自の判断により応援できるものとする。この場合において、局長は、あらかじめ別紙－3の文書により応援内容を市長に通知するものとする。ただし、連絡網が寸断されている等、連絡を取ることが困難である場合は、事前に連絡することを要しない。

(経費の負担)

第6条 第1条に規定する応援を行った場合の経費の負担については次のとおりとする。

(1) 災害初動時に第1条(1)、(2)及び(3)の応援を行う場合

九州地方整備局の負担とする。なお、災害初動時とは、原則として九州地方整備局が災害等支援本部を設置している期間とする。

(2) 第1条(4)及び(5)の応援を行う場合原則として広川町の負担とするが、第1条(4)の応援を行う場合で、次の①～④の全てに該当する場合は、原則として九州地方整備局の負担とする。

① 大規模な災害と認められる場合

② 国土交通本省が非常災害対策本部若しくは緊急災害対策本部を設置し、又は非常体制を発令している場合

③ 被害拡大又は二次災害の防止のための必要最低限の緊急対応である場合（施設復旧を含まない。）

④ 広域災害等であって、本来緊急対応を実施すべき者が明確でない場合、又は関係者間で連絡不能や連絡に時間を要する場合で、応急措置又は災害復旧事業の主体、分担等が決定されるまでの間である場合

(平常時の連絡)

第7条 九州地方整備局企画部防災課と広川町役場企画課は、平常時から防災に関する情報や資料の交換を行い、応援の円滑な実施を図るものとする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項、又は疑義が生じた事項については、局長と市長とが協議して定めるものとする。

2 この協定に関する実務責任者は、九州地方整備局においては企画部防災課長、広川町においては企画課長とする。

(運用)

第9条 この協定書は、平成25年7月5日から適用する。

4-4 災害時における協定

1 災害時における物資の供給に関する協定

○福岡八女農業協同組合 本店

八女市本村 420-1 TEL0943-32-1155 (総務人事課長)

種 類	物 資 名
食 糧	パン、牛乳、各種缶詰、ソーセージ、菓子類、 粉ミルク、インスタントラーメン 弁当、ジュース、お茶、水、 米、味噌、醤油、砂糖、マヨネーズ、塩等、 各種野菜、玉子
食 器 類	紙コップ、箸、フォーク、スプーン、紙皿
日用品雑貨品	チリ紙、ティッシュ、ウェットティッシュ、 紙オムツ、軍手、ガムテープ、 ライター (使い捨てライター等)、石鹸、 洗濯石鹸(粉)、歯ブラシ、歯磨き粉、生理用品、 マスク、タオル
光熱材料	卓上ガスコンロ、ガスボンベ、電池、 ローソク、各種燃料
資 機 材	ビニールシート、ポリタンク

○福岡県八女地区 LP ガス協会

八女市大島 177-1 TEL0943-23-3252

連絡先 (有) 東プロパン TEL32-0160・立山プロパン (有) TEL32-3839

物資の名称	緊 急 対 応
燃料 (L P ガス)	1 災害時に指定場所への L P ガスの供給及び消費設備の構築 2 災害時に町から指定された場所の L P ガス設備の安全点検及び復旧工事 の実施
炊き出し用資機材	1 避難所等への炊き出し用大型鍋・L P ガス等一式の貸し出し (福岡県八女地区 L P ガス協会3台保管)

○ホームプラザナフコ 八女店

八女市本村 79-1 TEL0943-23-7181

種 類	物 資 名
作業関係	作業シート、標識ロープ、ヘルメット、防塵マスク、 簡易マスク、長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、 雨具、土のう袋、ガラ袋、スコップ、ホースリール
日用品等	毛布、タオル、割箸、使い捨て食器、ポリ袋、 ホイル、ラップ、ウェットティッシュ、マスク、 衛生用ポリ手袋 (使い捨て) パケツ、水モップ、デッキブラシ、雑 巾、簡易ライター、使い捨てカイロ
水 関 係	飲料水 (ペットボトル)、生活用水用ポリタンク
冷暖房機器等	大型石油ストーブ、木炭、木炭コンロ
電気用品等	投光器、懐中電灯、乾電池、 カセットコンロ、カセットボンベ
トイレ関係等	救急ミニトイレ

○（有）大宝観光バス

広川町大字日吉 684-3 TEL0943-32-7771

緊 急 対 応
救援者輸送業務等

○（公社）福岡県トラック協会

福岡市博多区博多駅東1丁目18番18号 TEL092-451-7845

緊 急 対 応
災害応急対策に必要な資機材・生活物資等の輸送業務

○日之出紙器工業（株）

鹿児島県日置市伊集院町麦生田 2158

連絡先 福岡工場 TEL32-0381（営業部総括兼第二課長）

物資の名称	緊 急 対 応
段ボール製品	1 段ボールシート及び段ボールケースなど要請のサイズにて供給 2 段ボール製簡易ベット 3 その他乙の取扱い商品

○広川町商工会

広川町大字日吉 1164 - 6 TEL0943-32-0344

緊 急 対 応
商工会加盟事業所にて対応可能な物資等の供給

○九州ベストフーズ（株）

広川町大字日吉 523-24 TEL0943-32-3365

物資の名称	緊 急 対 応
食料品	1 防災備蓄用食料品 2 その他乙の取扱い商品

○西日本電信電話株式会社

福岡市博多区博多駅東 3-2-28 TEL092-476-6122

緊 急 対 応
避難所への特設公衆電話の設置

○（株）ゼンリン

福岡県福岡市博多区住吉4丁目1-5 福岡GOAビル 4F TEL092-710-6074

緊 急 対 応
住宅地図製品等の供給

○吉永商店（株）

広川町大字一條 1425-1 TEL0942-53-2584

緊 急 対 応
廃棄物の収集・運搬・処理

○広川町社会福祉協議会

広川町大字新代 2165-1 TEL0943-32-3768

緊 急 対 応
緊急救援輸送時車両貸出（山間部住民）

○広川郵便局

広川町大字新代 1867-2 TEL0943-32-0042

緊 急 対 応
緊急車両の提供、避難先リスト等の情報相互提供 郵便局ネットワークを活用した工法活動 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策 道路等の損傷状況の町への情報提供 避難所における臨時の郵便差出箱の設置、郵便物の収集・交付 ゆうちょ銀行の非常払、かんぽ生命保険の非常取扱

○福岡八女農業協同組合 本店

八女市本村 420-1 TEL0943-32-1155 (総務人事課長)

支援物資保管集積拠点場所の利用
下広川選果場、上広川選果場

○九州電力送配電株式会社

八女市本町 467 TEL0943-23-2427

緊 急 対 応
道路啓開、電力復旧、【町】施設・資材置場の提供

○福岡県行政書士会

福岡市博多区東公園 2 番 31 号 TEL0943-23-2427

緊 急 対 応
被災者支援相談センターの開設、罹災証明の支援業務

○公益財団法人

2 災害時避難所施設利用に関する協定

○特別養護老人ホーム 若久園

広川町大字新代 1389-8 TEL0943-32-2121

緊 急 対 応
施設内多目的ホールを北新代区の一時避難所として開放

○医療法人泰久会 横田病院

広川町大字新代 1428-94 TEL0943-32-1115

緊 急 対 応
施設内多目的ホールを川瀬北区の一時避難所として開放

3 災害時医療救護活動に関する協定

○一般社団法人 八女筑後医師会

八女市本村 656-1 TEL0943-22-4141

緊 急 対 応
大規模災害発生時の医療救援活動

○公益社団法人 福岡県獣医師会

福岡市中央区赤坂一丁目 1-1 TEL092-751-4749

緊 急 対 応
大規模災害発生時の動物救護に関する活動

4-5 県（消防危機管理局）からの通知

（例文）

〇〇年〇〇月〇〇日

各 市 町 村
各 消 防 本 部
各 農 林 事 務 所

殿

福岡県災害警戒本部
（消防危機管理局）

大雨・洪水警報に伴う警戒について

〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分に、〇〇〇〇に大雨・洪水警報が発表されました。福岡県では、〇〇月〇〇日〇〇〇にかけて、局地的に非常に激しい雨の降る恐れがあります。

各市町村・消防本部におかれては、下記の点に留意されるようお願いいたします。

記

- 1 災害危険箇所の付近の住民に対して、迅速な避難指示を行えるよう、広報車の準備、要員の手配、避難所の開設準備等を行っておくこと。
- 2 時間外にあっても災害対策本部を迅速に設置できるよう、要員の手配等所要の準備を行うこと。
- 3 市町村の対応状況について報告してください。（職員登庁後速やかにFAXすること。）
- 4 被害が発生した場合は、「被害概況報告書」及び「災害発生箇所別報告書」によりFAX報告して下さい。

※ 宿直（守衛）の方へ、市町村の防災担当者に至急登庁するよう御連絡下さい。

〇〇年〇〇月〇〇日

各 市 町 村 殿

福岡県災害警戒本部
(消防危機管理局)

被害状況の報告について

このことについて下記のとおりご連絡いただきますようお願いいたします。

記

- 1 〇〇日〇〇時現在の被害状況を取りまとめの上、〇〇時〇〇分までに「被害概況報告書」及び「災害発生箇所別報告書」により消防危機管理局にFAX報告（防災無線FAX：1－78－700－7390）して下さい。
- 2 被害等がない場合もFAXしていただきますようお願いいたします。
- 3 道路被害や土砂災害等の被害報告の際は可能な限り、特記事項欄にて住所等を記入いただきますようお願いいたします。
- 4 市町村における災害体制についても併せて報告してください。
- 5 避難指示の発表及び人的被害が発生した場合は、上記の報告時間を待つことなく、直ちに防災危機管理局（TEL：092－643－3112又は092－641－4734）まで報告してください。

4-6 被害状況報告書

被害概況報告書

市町村名		報告者名		報告日時		
				月 日 時 分現在		
地方本部名		報告者名		報告日時		
				月 日 時 分現在		
区 分			被害数 (報告時点で判明している概数で可。)		特記事項 (※の項目については、発生地区名、発生日時等を記載すること。)	
人的被害	死者※	人				
	行方不明※	人				
	負傷者	重症※	人			
		軽症	人			
住家被害	全壊※	棟				
	半壊※	棟				
	一部破損	棟				
	床上浸水※	棟				
	床下浸水	棟				
非住家	公共建物	棟				
	その他	棟				
道路	損壊	箇所				
	埋没	箇所				
	冠水	箇所				
橋りょう	流失	箇所				
	損壊	箇所				
河川	溢水※	箇所				
	決壊※	箇所				
	施設・設備損壊	箇所				
	内水氾濫※	箇所				
土砂災害※	がけ崩れ※	箇所				
	土石流※	箇所				
	地すべり※	箇所				
断水		戸				
避難指示			有(発令中・解除済)・無		有の場合は、詳細を別紙に記載	
高齢者等避難			有(発令中・解除済)・無		有の場合は、詳細を別紙に記載	
自主避難			有(避難中・帰宅済)・無		有の場合は、詳細を別紙に記載	
体制 (時系列に履歴を残す)	体制* (いずれかに○)		設置・移行・廃止日時	配備規模	市町村長 (いずれかに○)	
	その他・災害警戒本部・災害対策本部		月 日 時 分	第 配備 人	登庁・待機・出張・連絡不能	
	その他・災害警戒本部・災害対策本部		月 日 時 分	第 配備 人	登庁・待機・出張・連絡不能	
	その他・災害警戒本部・災害対策本部		月 日 時 分	第 配備 人	登庁・待機・出張・連絡不能	
	その他・災害警戒本部・災害対策本部		月 日 時 分	第 配備 人	登庁・待機・出張・連絡不能	
	その他・災害警戒本部・災害対策本部		月 日 時 分	第 配備 人	登庁・待機・出張・連絡不能	
	その他・災害警戒本部・災害対策本部		月 日 時 分	第 配備 人	登庁・待機・出張・連絡不能	
	その他・災害警戒本部・災害対策本部		月 日 時 分	第 配備 人	登庁・待機・出張・連絡不能	

災害発生箇所別報告書

(死傷者・住家欄で※の項目に該当がある場合
災害発生箇所毎に別葉で記載すること。)

報告日時	年 月 日 時 分
市町村名	
報告者名	
報告日時	年 月 日 時 分
地方本部名	
受信者名	

被害の区分		土 砂 ・ 河 川 ・ その他 ()				(市町村→地方本部→県本部)			
災害発生箇所						発生日時		月 日 時 分	
被害 の 状 況	死傷者	死 者		行方不明※	住家	全 壊※	床上浸水※ 棟		
		重 傷		計		半 壊※	床下浸水 棟		
		軽 傷				一部破損	棟		
現場 の 状 況									
応急 対 策 の 状 況									

被害概況報告書別紙（避難指示・高齢者等避難・自主避難）

市町村名	
報告者所属名	
報告者名	
電話番号	

令和 年 月 日 : 現在（24 時間表
記）

※解除された避難指示・高齢者等避難、帰宅済の自主避難についても全履歴を記入してください。

種別欄は1～3のいずれかを記入 : 1 避難指示 / 2 高齢者等避難 / 3 自主避難

種別	対象地区名 〔避難先 名〕	発令・解除理 由	発令日時	解除日時	指示対象		実避難数				避難所数		
					世帯	人数	世帯	人数	延べ世帯	延べ人数	開設	解除	設置中
			月 日 :	月 日 :									
			月 日 :	月 日 :									
			月 日 :	月 日 :									
			月 日 :	月 日 :									
			月 日 :	月 日 :									
			月 日 :	月 日 :									
			月 日 :	月 日 :									
			月 日 :	月 日 :									
			月 日 :	月 日 :									
			月 日 :	月 日 :									

※自主避難は開始日時 ※自主避難は帰宅日時 ※自主避難は不要

※各欄で空欄のものは「調査中」として扱います。また該当なしの場合は「なし」、数値が0の場合は「0」と明記してください

4-7 参集途上の被災状況記録票

情 報 連 絡 表

○参集後に各自で記入し、各部まとめて本部に提出して下さい。

① 報告者氏名 所 属 名		氏名 所属名
② 災害覚知日時		年 月 日 () 時 分頃
③ 災害覚知場所		☐ 自 宅 ☐ 勤務場所 = ☐ 外 出 先
④ 参 集 日 時 所 要 時 間		年 月 日 () 時 分 出 発 年 月 日 () 時 分 到 着 所要時間 = 時間 分
⑤ 参 集 場 所		避難所・
⑥ 参 集 方 法		☐ 徒歩・ ☐ 自転車・ ☐ バイク (cc) ・ ☐ その他 ()
⑦ 参 集 時 に 確 認 し た 情 報	自宅の状況	☐ 特に異常ない・ ☐ 一部損壊 () ☐ 半壊 () ・ ☐ 全壊
	ライフライン等	☐ 異常ない・ ☐ 一部不通 (何が?) ☐ 不通 (☐ 電気・ ☐ ガス・ ☐ 水道・ ☐ 電話・ ☐ その他)
	自宅周辺の状況	☐ 特に異常ない・ ☐ 付近で火災発生 (件) ・ ☐ 全半壊等 (件)
	家族の状況	☐ 異常ない・ ☐ 避難済 (避難所名) ☐ 負傷者有り (誰が?) ☐ 入院していない・ ☐ 入院した (☐ 軽症・ ☐ 中等症・ ☐ 重症)
	橋梁等	☐ 異常ない・ ☐ 一部通行不能 () ・ ☐ 落橋 () ※橋梁名等 ()
	河川等	☐ 異常ない・ ☐ 増水 () ・ ☐ 氾濫 () ※河川名等 ()
⑧ 活動状況 ※参集途上で消 火活動等を行っ た場合、活動地 番・内容等を記載 する。		☐ 消火活動 = 件 ☐ 救助活動 = 件 ☐ 応急救護活動 = 件 ☐ 避難誘導 = 件

⑨地図・略図



4-8 災害関連 連絡対応票

〔受付日時 月 日 : 〕

受付番号		対応者氏名	
(1) 応対区分	☐ 電話 ☐ 窓口 ☐ 内部連絡（ ）からの連絡		
(2) 内 容	【被災物件】 ☐ 道路 ☐ 河川 ☐ 水路 ☐ ため池 ☐ 公園 ☐ 民地 （ ☐ 家屋 ☐ 田畑 ☐ 山林 ☐ その他施設 ）		
	〔路線名・河川名 : 〕		
	【被災状況】 ☐ 破損・損壊 ☐ 陥没 ☐ 土砂崩れ等（埋没） ☐ 冠水 ☐ 倒木・流木 ☐ 電柱・電線による支障 ☐ 溢水・流水 ☐ 土石流 ☐ 地すべり ☐ その他（ ）		
	【具体的内容】		
	【災害箇所】 所在地	広川町大字 ----- （目安となる建物等）	【行政区】
(3) 連絡相手	【連 絡 先】	(住 所) (氏 名)	【添付処理】
		(電話番号)	☐ 位置図 ☐ 写 真

対 応 主 管	☐ 建設課 ☐ 産業課 ☐ 企画課（消防団） ☐ 環境課 ☐ 国交省 ☐ 福岡県（八女県土・筑後農林） ☐ その他（ ）
対 応 区 分	☐ 公共災害 ☐ 単独災害 ☐ 応急復旧 ☐ その他（維持修繕等） ☐ 外部対応（国・県・消防団・自衛隊・警察） ☐ 通行止め ☐ 個人対応
対 応 処 理	〔対応日時 月 日 : 〕 ☐ 復旧工事対応

4-9 災害箇所一覧表

●災害箇所一覧表

災 害 箇 所 一 覧 表

No. _____

番号	通 報 時 刻	被害発生 場所	災害の 種類	調査担当	応急対策実施者	応 急 対 策 の 概 要
	年 月 日 時 分			班	班	
	年 月 日 時 分			班	班	
	年 月 日 時 分			班	班	
	年 月 日 時 分			班	班	
	年 月 日 時 分			班	班	
	年 月 日 時 分			班	班	
	年 月 日 時 分			班	班	
	年 月 日 時 分			班	班	
	年 月 日 時 分			班	班	
	年 月 日 時 分			班	班	
	年 月 日 時 分			班	班	
	年 月 日 時 分			班	班	
	年 月 日 時 分			班	班	
	年 月 日 時 分			班	班	
	年 月 日 時 分			班	班	

4-10 人的被害報告

● 人的被害報告

人 的 被 害 報 告						
発信日時		月	日	受信日時		月 日 時 分
発信機関		班		発信者		
受信機関		班		受信者		
情報源	住民 消防団 行政区 その他 ()			確認	済(どこで) 警察 未 その他	
発生	日 時	月 日 時 分				
	場 所					
	原 因					
状況 ・被害者の 住所氏名 ・年齢等						
対応措置						
死 者		行方不明		負傷者		
人	人	重症	人		計	人
		軽症	人			
この情報は		第 号 その他 で記者発表 済 ()			未発表	

4-11 住宅被害報告

● 家屋等被害報告

住 家 被 害 報 告									
発信日時		月 日 時 分		受信日時		月 日 時 分			
発信機関		班		発 信 者					
受信機関		班		受 信 者					
情報源	住民 消防団 行政区 その他 ()			確認	済(どこで) 警察 未 その他				
発生	日 時	月 日 時 分							
	場 所								
	原 因								
状況 ・居住者名 ・避難状況									
対応措置									
全壊		半壊		一部破損		床上浸水		床下浸水	
棟		棟		棟		棟		棟	
世帯		世帯		世帯		世帯		世帯	
人		人		人		人		人	
この情報は		第 号 その他 で記者発表 済 ()				未発表			

4-12 その他の被害報告

● その他の被害報告

道路・橋梁・河川・砂防・がけ崩れ・ その他 非住家・田畑・文教施設・病院・水道 の被害報告 電気・電話・その他（ ）					
発信日時		月 日 時 分	受信日時		月 日 時 分
発信機関		班	発 信 者		
受信機関		班	受 信 者		
情報源	住民 消防団 行政区 その他（ ）	確認	済（どこで） 警察 未 その他		
発生	日 時	月 日 時 分			
	場 所				
	原 因				
状 況 ・路線、河川等名 ・被災延長、崩土量等 ・被災の状況 ・規制内容 ・復旧見込 ・避難状況					
対応措置					
全壊		半壊		一部破損	
				床上浸水	
				床下浸水	
この情報は	第 号 その他 で記者発表 済 （ ）			未発表	

4-13 災害広報文例

災害広報文例

震災時

こちらは広川町役場（災害対策本部）です。

ただいま、震度〇〇（6弱等の表現）の地震が発生しました。

火を消すなど、身の回りを確認し、危険がある場合は、安全な場所に避難してください。

今後、余震が予想されます。ちょっとした衝撃で瓦や看板などが落ちてきたりする場合がありますので、十分注意してください。

ラジオやテレビの情報に注意し、落ち着いて行動してください。

（繰り返す）

台風時

こちらは広川町役場（災害警戒本部）です。

台風〇号が接近しており、明日〇時頃には、風速〇m以上の強（暴）風、時間雨量〇mmの大雨が予想されます。今後の気象情報に充分注意してください。

（繰り返す）

水害時

こちらは広川町役場（災害警戒本部または災害対策本部）です。

梅雨前線の影響により、明日〇時ごろには時間雨量〇mm以上の大雨が予想されます。今後の気象情報に充分注意してください。身の周りの補強など充分な備えをおこなってください。また危険箇所付近の住民の方は安全な場所へ自主的に避難してください。

（繰り返す）

避難所開設時

こちらは広川町役場（災害警戒本部または災害対策本部）です。

〇〇（大雨・台風）が近づいています。〇〇（風等）が強くなったら外に出ないでください。広川町では、避難所を上広川小学校、町民交流センター「いこっと」、下広川小学校に開設しています。今後の〇〇情報に注意してください。

（繰り返す）

その他災害

こちらは広川町役場（災害警戒本部または災害対策本部）です。

〇〇地区に、〇〇を原因とする事故（災害）が発生しています。付近住民の方は充分注意してください。

（繰り返す）

4-14 被害程度の認定基準

被害区分		認 定 基 準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いがある者とする。
	重傷者	当該被害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうち1ヶ月以上の治療を要する見込みのものとする。
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1ヶ月未満で治療できる見込みのものとする。
住家被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする
	大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。 具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする
	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。
	一部破損 (準半壊に至らない)	住家が準半壊に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の10%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%未満のもの。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが土砂竹林の堆積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。
	非住家	住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。 これらの施設に人が居住しているときは当該部分は住家とする。
非住家被害	公共建物	例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。

被害区分		内 容
	田の流出埋没	田の耕土が流出し、又は砂利等の堆積のため耕作が不能になったものとする。
	畑の流出埋没 及び畑の冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。
	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校 及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	道路	道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項に規定する道路のうち橋りょう を除いたものとする。
	橋りょう	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河川	河川法（昭和 39 年法律第 167 号）が適用され、若しくは準用される河川若しく はその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止 その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸と する。
	港湾	港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 2 条第 5 号に規定する水域施設、外かく施 設、けい留施設または港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	砂防	砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 1 条に規定する砂防施設、同法第 3 条の規 定によって同法が準用される砂防のための施設又は第 3 条の 2 の規定によっ て天然の河岸とする。
その他	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	被害船舶	ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で船体が没し、航行不能となったもの 及び流出し所在が不明になったもの並びに修理しなければ航行できない程度の 被害を受けたものとする。
	航空機被害	人が乗って航空の用に供することができる飛行機、回転翼航空機、滑空機、飛 行船等の機器が被害を受けたものとする。
	電話	災害により通信不能となった電話の回線数とする。
	電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
	水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における 戸数とする。
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供 給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
	罹災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくな った生計を一にしている世帯とする。例えば寄宿舍、下宿、その他これに類す る施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯 として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて 扱うものとする。
	罹災者	り災世帯の構成員をいう。

被害区分		内容
被害金額	公立文教施設	公立の文教施設とする。
	農林水産業施設	農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対策となる施設をいい、具体的には農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び協同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業国庫負担法（昭和 2 6 年法律第 9 7 号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
	その他の公共施設	公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
	災害中間年報及び災害年報の被害金額の記入方法	公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
	公共施設被害市町村	公共文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料商品、生産機械器具等とする。

4-15 罹災者台帳

☐ 本人同意 (他支援情報への利用)

出力日	
受付日 (罹災証明)	
台帳番号	

【基本情報】

世帯番号		宛名番号		行政区	
世帯主氏名		ふりがな		性別	
生年月日		年齢		世帯人数 (別紙へ記入)	
電話番号		その他連絡先		うち 高齢者人数	
一時避難先 郵便番号		一時避難先 住所			
住記上 郵便番号		住記上 住所			

【被害】

被災住所 郵便番号		被災住所				
住家／非住家		建物用途		建物構造		所有者名
住家被害	浸水区分		被害程度			
人的被害	死亡		負傷・疾病		その他被害	
水害による 廃車の有無		家財等の動産 被害 ほか				
被害調査日	/	確認者氏名				

【証明書】

り災証明書	/	/		被災証明書	/	/
-------	---	---	--	-------	---	---

【見舞金等】

町災害見舞金	/	/	災害障害 見舞金(町)	/	/	災害弔慰金 (町)	/
県災害見舞金	/	/	災害障害 見舞金(県)	/	/		/
災害援護 資金貸付	/	/	くらし支援金	/	/	災害弔慰金 (県)	/
生活移動 手段支援金	/	/	県被災者住宅再 建 支援事業補助金	/	/		/
予備情報 1		予備情報 2		予備情報 3		予備情報 4	

【義援金】

1 次配分支給日	/	1 次支給額		2 次配分支給日	/	2 次支給額	
3 次配分支給日	/	3 次支給額		4 次配分支給日	/	4 次支給額	
5 次配分支給日	/	5 次支給額		6 次配分支給日	/	6 次支給額	

【被災者生活再建支援金】

第 1 回申請日	/	基礎支援金		加算支援金		再建方法	
第 2 回申請日	/	基礎支援金		加算支援金		再建方法	
第 3 回申請日	/	基礎支援金		加算支援金		再建方法	
第 4 回申請日	/	基礎支援金		加算支援金		再建方法	

【住宅支援】

町営住宅 (一時入居)	入居日	/	退去予定日	/	退去日	/
県営住宅 (一時入居)	入居日	/	退去予定日	/	退去日	/
民間借上住宅 (一時入居)	入居日	/	退去予定日	/	退去日	/
住宅応急修理	申請希望		申請日	/	修理依頼日	/
	修理完了日	/	支援金支払日	/		
障害物の除去	申請日	/	撤去完了日	/		
被災家屋の解体	公費・自費 種別		申請日	/	解体日	
予備情報 5		予備情報 6		予備情報 7		予備情報 8

【減免・猶予】

町民税 減免		町税納税 猶予		固定資産税 減免		国保税 減免	
後期医療 保険税減免		医療費自己 負担減免		国民年金 保険料免除		介護保険料 減免	
介護利用者 負担減免		上下水道 料金減免		障害福祉サービス 利用負担金減免		保育料減免	

【児童生徒への支援】

就学援助		支給日	/				
学用品給与		希望品名		支給日	/		

【衛生】

予備情報 9		予備情報 10		予備情報 11		予備情報 12	
--------	--	---------	--	---------	--	---------	--

【健康】

保健師等に よる健康相談	
-----------------	--

【復旧支援】

作業ボランティア案 内	
----------------	--

【生活必需品】

生活必需品 の給与		希望品名		支給日	/
--------------	--	------	--	-----	---

【現地調査追加情報】

支援情報 取得方法					その他	
--------------	--	--	--	--	-----	--

【予備情報】

予備情報 13		予備情報 14		予備情報 15		予備情報 16	
予備情報 17		予備情報 18		予備情報 19		予備情報 20	
予備情報 21		予備情報 22		予備情報 23		予備情報 24	
予備情報 25		予備情報 26		予備情報 27		予備情報 28	

【生活再建に向けた記録】

年月日	摘 要

【生活再建に向けた記録】

4-16 り災証明書

広税総第 号

罹 災 証 明 書

世帯主住所	
世帯主氏名	
(追加記載事項欄①)	☐ 世帯人員(名) ☐ 世帯主以外の申請の場合 氏名()

罹災原因	
------	--

被災住家※の 所在地	
住家※の被害の 程度	☐ 全壊 ☐ 大規模半壊 ☐ 半壊 ☐ 準半壊 ☐ 準半壊に至らない (一部損壊)
(追加記載事項欄②)	☐ 床上浸水 ☐ 床下浸水

※住家とは、現実に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物のこと。(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)

(追加記載事項欄③)	☐ 住家以外の建物や動産の被害の状況 ☐ 罹災証明書の目的
------------	--

上記のとおり、相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

広川町長 氷室 健太郎

4-17 自衛隊派遣要請依頼書

福岡県知事 殿 広川町長	文書番号 年 月 日 印
自衛隊の災害派遣について（要請） 自衛隊法第 83 条により、下記のとおり自衛隊の災害派遣を要請します。 記 1 災害の情况及び派遣を必要とする事由 (1) 災 害 の 種 類 (2) 災 害 発 生 の 日 時 年 月 日 時 分 (3) 災 害 発 生 場 所 福岡県八女郡広川町大字 (4) 災 害 の 状 況 (5) 派遣要請を依頼する事由 2 派遣を希望する期間 年 月 日から 年 月 日まで 3 派遣を希望する勢力 (1) 人 員 : (2) 装 備 : 船 舶 () ・ 航空機 () ・ その他 () 4 派遣を希望する区域および活動内容 (1) 派遣を希望する区域 (2) 連絡場所および連絡職員 (3) 活動内容 搜索救助・道路啓開・水防・輸送・その他 () 5 その他参考となるべき事項 作業用資材、派遣部隊の宿営（宿泊）地又は宿泊施設の状況	

4-18 自衛隊派遣撤収要請依頼書

		文書番号	
		年	月 日
福岡県知事 殿			
		広川町長	印
自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について			
年 月 日付 第 号により自衛隊の災害派遣を要請しましたが、災害応急対策作業が一応完了しましたので、下記のとおり撤収方お願いいたします。			
記			
1 派遣要請日時			
2 派遣された部隊			
3 派遣人員及び従事作業の内容			
4 その他参考となるべき事項			

4-19 避難者名簿（一時避難用）

● 避難者名簿

災害名		避難所名		作成者		氏名		No	
番号	避難期間 避難時間	氏名	性別	年齢	世帯主 との 続柄	現住所	離散家 族氏名 (続柄)	事後消息	備考
	月：日 ～ 月：日								
	月：日 ～ 月：日								
	月：日 ～ 月：日								
	月：日 ～ 月：日								
	月：日 ～ 月：日								
	月：日 ～ 月：日								
	月：日 ～ 月：日								
	月：日 ～ 月：日								

(注1) 「離散家族氏名(続柄)」欄には、避難によって生き別れとなった者の氏名を記入すること。

(注2) 「事後消息欄」には、避難所出所後の行先を記入すること。

(注3) 「備考」欄には、住民以外の者の所有(業務、旅行ほか)等を記入すること。

※この様式は、一時避難時用・自主避難時用とする。大規模災害時の避難者名簿等の作成については、別冊「広川町避難所運営マニュアル」及び「広川町安否情報マニュアル」により取り纏めを行う。

4-20 避難所運営記録

● 避難所運営記録

避難所運営記録				
日 時	月 日 時 分 現在		受信日時	月 日 時 分
発信機関	避難所		発 信 者	
受信機関			受 信 者	
避難者数	男	女	計	備 考
(運営状況)				
(問題点・要望等)				

※避難所から災害対策本部への運営連絡の為に記録を行ってください。

※この様式は、一時避難時用・自主避難時用とする。大規模災害時の避難者名簿等の作成については、別冊「広川町避難所運営マニュアル」及び「広川町安否情報マニュアル」により取り纏めを行う。

4-21 要搜索者名簿

● 要搜索者名簿

要 搜 索 者 名 簿

整理 番号	届出 月日	要搜索者							届出者			備考
		住所	氏名	年齢	性別	身長 (cm)	体重 (kg)	着衣 その他 の特徴	住所	氏名	要搜索者 との 関係	
	月 日											
	月 日											
	月 日											
	月 日											
	月 日											
	月 日											
	月 日											

※写真等がある場合は、提出をお願いします。（写真の裏面に名前を記載してください）

※この様式は、一時避難時用・自主避難時用とする。大規模災害時の避難者名簿等の作成については、別冊「広川町避難所運営マニュアル」及び「広川町安否情報マニュアル」により取り纏めを行う。

4-22 救護所開設状況報告

● 救護所開設状況報告

救護所開設状況報告								
年 月 日 ・ 時 分現在				受信日時		月 日 時 分		
発信機関		班			発信者			
受信機関		班			受信者			
場 所								
従事者数				軽症	中毒症	重症	計	左のう ち 要搬 送車
医師	看護師	その他	計					
人	人	人	人	人	人	人	人	人
状 況								
行 な っ て い る 措 置								
処 理 状 況								

●義援金品受領書

84

4-24 救援物資受入・払出台帳

●救援物資受入台帳

課長	係	課長	担当者	

救援物資受入台帳

年

月

日分

品名	数量	担当者	提供者	備考（期限）

●救援物資払出台帳

課長	係	課長	担当者	

救援物資払出台帳

年

月

日分

品名	数量	担当者	払出先	残数量

4-25 災害救助法の関連資料

(1) 災害救助法による生活必需物資の給(貸)与基準表

区 分		1 人 世帯	2 人 世帯	3 人 世帯	4 人 世帯	5 人 世帯	6 人以上 1 人増す ごとに加 算する額
全 全 流	壊 焼 失	円 18,700	円 24,000	円 35,600	円 42,500	円 53,900	円 7,800
	冬	31,000	40,100	55,800	65,300	82,200	11,300
半 半 床上浸水	壊 焼 失	6,100	8,300	12,300	15,000	18,900	2,600
	冬	9,900	12,900	18,300	21,800	27,400	3,600

※夏季＝4～9 月 冬季＝10～3 月

(2) 従事命令による実費弁償費

対 象 者	金 額
医師及び歯科医師	1 人 1 日につき 22,500 円以内
薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師 臨床工学技士、歯科衛生士、保健師、 助産師	〃 17,100 〃
看護師及び准看護師	〃 15,100 〃
救命救急士	〃 15,300 〃
土木技術者及び建築技術者	〃 15,900 〃
大工	〃 23,700 〃
左官	〃 24,000 〃
とび職	〃 23,000 〃

(3) 災害救助法による救助の程度・方法および期間「一般基準一覧表」

令和 5 年 6 月現在

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
①-1 避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	避難所設置費 1 人 1 日当たり 340 円以内	災害発生の日から 7 日以内	費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費
①-2 福祉避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者のうち、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、病弱者等避難所において何らかの特別な配慮を必要とする者に供与する。	避難所設置費 1 人 1 日当たり 340 円以内に加えて右記対象経費の通常の実費を加算	災害発生の日から 7 日以内	費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費に加えて、 ①おおむね 10 人の対象者に 1 人の生活に関する相談等に当たる職員等の配置経費 ②高齢者、障害者等に配慮した簡易洋式トイレ等の器物の費用 ③日常生活上の支援を行うために必要な消耗器材費などを加算できる。
②-1 応急仮設住宅の供与（建設型応急住宅）	住家が全壊、全焼又は流出した者であって、自らの資力では住宅を確保できない者	限度額 1 戸当たり 平均 6,775,000 円以内	災害発生の日から 20 日以内	1 住宅の規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 集会施設の設置 おおむね 50 戸に 1 施設設置可 3 救助期間 完成の日から最長 2 年（建築基準法 85 条）
②-2 応急仮設住宅の供与（賃貸型応急住宅）	住宅が全壊、全焼又は流出した者であって、自らの資力では住宅を確保できない者	限度額 地域の実情に応じた額（実費）	災害発生の日から速やかに提供	1 住宅の規模 世帯の人数に応じて建設型応急住宅で定める規模に準ずる規模 2 救助期間 最長 2 年（建設型応急住宅と同様）
③炊き出しその他による食品の給与	避難所に避難している者、住宅に被害を受け、又は災害により現に炊事のできない者	1 人 1 日当たり 1,230 円以内	災害発生の日から 7 日以内	対象経費 主食費、副食費、燃料費、炊飯器・鍋等の使用、謝金又は借上費、消耗器材費、雑費
④飲料水の供給	災害により現に飲料水を得ることができない者	該当地域における通常の実費	災害発生の日から 7 日以内	対象経費 1 水の購入 2 給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費 3 浄水に必要な薬品又は資材費であって、当該地域における通常の実費

救助の種類	対 象			費用の限度額				期 間	備 考
⑤被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与	全半壊(焼)、流出床上浸水等により生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者			1 夏季(4月～9月) 冬季(10月～3月) の季別は災害発生の日をもって決定する 2 下記金額の範囲内				災害発生の日から10日以内	1 被服、寝具及び身の回り品 2 日用品 3 炊事用具及び食器 4 光熱材料 5 防寒・熱中症対策
	区 分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯		6人以上1人増すごとに加算
	全流	壊焼出	夏	19,200	24,600	36,500	43,600		8,000
			冬	31,800	41,100	57,200	66,900		11,600
	半半床上浸水	壊焼	夏	6,300	8,400	12,600	15,400		2,700
			冬	10,100	13,200	18,800	22,300		3,700
⑥-1 医療及び助産(医療)	災害により医療の途を失った者(応急的処置)			1 救護班…使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具等の修繕費等の実費 2 病院または診療所…国民健康保健の診療報酬の額以内 3 施術者協定料金の額以内				災害発生の日から14日以内	医療の範囲 1 診療 2 薬剤又は治療材料の支給 3 処置、手術その他の治療及び施術 4 病院又は診療所への収容 5 看護
⑥-2 助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産および流産を含み現に助産を要する状態にある者)			1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額				分べんした日から7日以内	助産の範囲 1 分べんの介助 2 分べん前及び分べん後の処置 3 脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給
⑦被災者の救出	現に生命もしくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し又は救出するもの			当該地域における通常の実費				災害発生の日から3日以内	
⑧-1 被災した住宅の応急修理(住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理)【準半壊以上(相当)】	災害のため住家が半壊(焼)又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者			住家の被害の拡大を防止するための緊急な修理が必要な部分に対して、1世帯当たり50,000円以内				災害発生の日から10か月以内完了	費用は、特別基準の設定はなし。ブルーシート、ロープ、土のうなど資材費及び建設業者・団体等が行う際の施工費用の合計

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
⑧-2 被災した住宅の応急修理（日常生活に必要な最小限の部分の修理）【大規模半壊・中規模半壊・半壊】	1 災害のため住家が半壊（焼）し自らの資力では応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難な程度に住家が半壊（焼）（いわゆる大規模半壊）した者	居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分 1 世帯当たり 706,000 円以内	災害発生の日から 3 か月以内完了 （国の災害対策本部が設置された場合は、災害発生の日から 6 か月以内に完了	費用は、特別基準の設定はなし。1 世帯当たり平均ではなく各世帯ごとの基準額
⑧-3 被災した住宅の応急修理（準半壊）	災害のため住家が半壊に準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では、応急修理をすることができない者	居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分 1 世帯当たり 343,000 円以内	災害発生の日から 3 か月以内完了 （国の災害対策本部が設置された場合は、災害発生の日から 6 か月以内に完了	費用は、特別基準の設定はなし。1 世帯当たり平均ではなく各世帯ごとの基準額
⑨学用品の給付	災害により住家の全壊（焼）、流出、半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある小学校児童、中学生徒及び高等学校等生徒（幼稚園児、専門学生、大学生等は対象外）	1 教科書及び教科書以外の教材で実費 2 文房具及び通学用品及びその他の学用品 小学生児童 1 人当たり 4,800 円以内 中学校生徒 1 人当たり 5,100 円以内 高等学校等生徒 1 人当たり 5,600 円以内	災害発生の日から（教科書・教材） 1 か月以内（文房具、通学用品及びその他の学用品） 15 日以内	対象経費 ①教科書及び正規の教材 ②文房具 ③通学用品 ④その他の学用品
⑩埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人（12 才以上） 219,100 円以内 小人（12 才未満） 175,200 円以内	災害発生の日から 10 日以内	対象経費 ①棺（付属品を含む） ②埋葬又は火葬（賃金職員雇上費を含む） ③骨壺及び骨箱
⑪-1 死体の搜索	災害救助法により、現に行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情により既に死亡していると推定される者を搜索するもの	舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費	災害発生の日から 10 日以内	

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
⑪-2 死体の処理	災害の際死亡した者に、死体に関する処理をする。 (埋葬を除く)	1 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理 1 体当たり 3,500 円以内 2 死体の一時保存 通常の実費（死体一時収容施設利用時） 1 体当たり 5,500 円以内（上記以外の場合） （注）ドライアイス購入費の実費加算可 3 救護班以外は慣行料金（検案）	災害発生の日から 10 日以内	
⑫障害物の除去	半壊（焼）又は床上浸水した住家であって、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で一時的に居住できない状態にあり、自力では除去することのできない者	1 世帯当たり 138,700 円以内	災害発生の日から 10 日以内	対象経費 スコップその他除去のために必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員等雇上費
⑬輸送費及び賃金職員等雇上費	1 要配慮者等の避難に係る支援 2 被災者の避難に係る支援 3 医療及び助産 4 被災者の救出 5 飲料水の供給 6 死体の搜索 7 死体の処理 8 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
⑭実費弁償	災害救助法施行令第 10 条第 1 号から第 4 号までに規定する者	1 人 1 日当たり 医師、歯科医師 22,500 円以内 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、歯科衛生士、保健師及び助産師 17,100 円以内 看護師、准看護師 15,100 円以内 救急救命士 15,300 円以内 土木技術者、建築技術者 15,900 円以内 大工 23,700 円以内 左官 24,000 円以内 とび職 23,000 円以内	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

※ この基準によっては、救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

4-26 緊急通行車両関係資料

- (1) 災害時における交通の規制に係る標示の様式（災害対策基本法施行規則第5条関係）



備考

- 1 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
- 2 縁線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
- 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあつては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

(2) 緊急通行車両事前届出書・緊急通行車両事前届出済証

災害 地震防災応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 緊急通行車両等事前届出用		災害 地震防災応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 緊急通行車両等事前届出済証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する。		第 号 年 月 日 福岡県公安委員会 印
番号標に表示されている番号		(注)		
車両の用途 (緊急輸送を行う車両にあっては輸送人員又は品名)		1 大規模地震対策特別措置法 (昭和 53 年法律第 73 号)、災害対策基本法 (昭和 36 年法律第 223 号)、原子力災害対策特別措置法 (平成 11 年法律第 156 号) 又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 (平成 16 年法律 112 号) に基づく、交通規制が行われた時には、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署、交通検問所等に提出して必要の手続きを受けてください。		
住所		2 届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失、滅失、汚損、破損した場合には、公安委員会 (警察本部経由) に届け出て再交付を受けてください。		
番		3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。		
氏名		(1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。		
出 発 地		(2) 緊急通行車両等が廃車となったとき。		
		(3) その他緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき。		
(注) この事前届出書は 2 部作成して、当該車両を使用し、 て行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察本部又は警察署に提出していただく。				

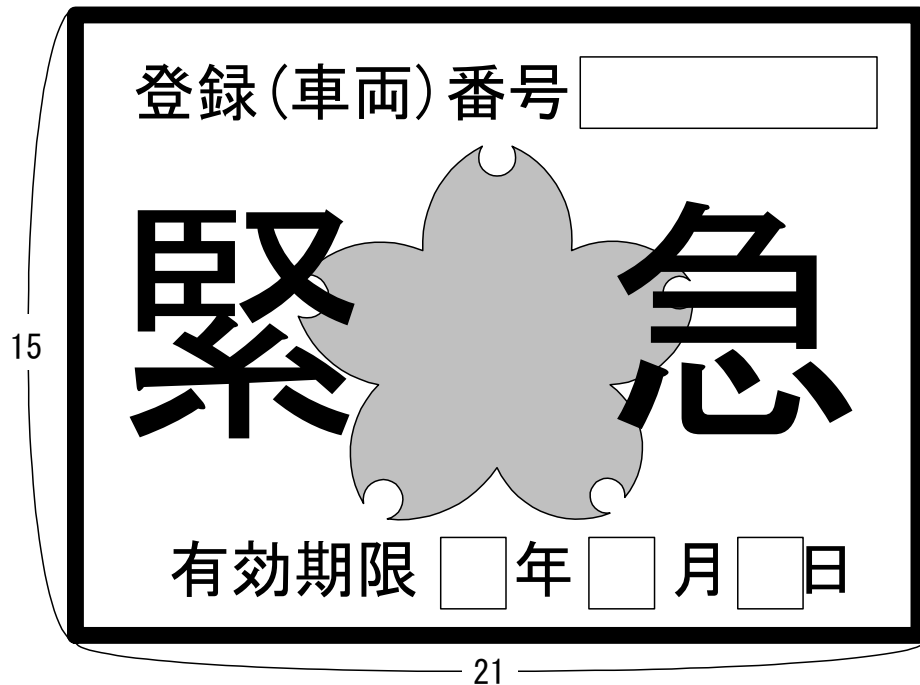
(3) 緊急通行車両確認申請書（県に申請の場合）

災 害 地震防災応急対策用 原子力災害 国民保護措置用		
年 月 日 緊急通行車両確認申請書 福岡県公安委員会 殿 申請者住所 (電話) 氏名 印		
番号標に表示されている番号 (車両ナンバー)		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては輸送人員又は品名）		
使用者	住 所	() 局 番
	氏 名	
通 行 日 時	年 月 日 時 から 年 月 日 時 から	
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地

注 この申請書は1部作成して、緊急通行車両等を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、交通規制課又は警察署へ申請すること。

(注) この申請書は、申請者が緊急通行車両として使用することを証明する書類及び自動車検査証の写しを添付の上、総務部消防防災課又は農林事務所に提出して下さい。
 ※例 申請者が緊急通行車両として使用することを証明する書類一県との協定書の写し等

(4) 標章（災害対策基本法施行規則第6条関係）



- 備考
- 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月、日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
 - 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施す。
 - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

(5) 緊急通行車両確認証明書

第 号			年 月 日	
緊急通行車両確認証明書				
			知 事 印	
			公安委員会	印
番号標に表示されている番号				
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては輸送人員又は品名）				
使用者	住 所	() 局		
	氏 名	番		
通 行 日 時				
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地		
備 考				